

水 球 競 技 ハ ン ド ブ ッ ク

2 0 1 9 - 4 - 1



公益財団法人 日本水泳連盟

目 次

(公財) 日本水泳連盟 競技者資格規則	1
(公財) 日本水泳連盟 水球競技一般規則	6
水球競技における懲戒規定	9
水球競技規則序文	
(公財) 日本水泳連盟 水球競技規則	11
付則 A (2人制レフリーの手引き)	59
付則 B (オフィシャルが使用する合図)	62
付則 C (水球競技における懲戒規定)	67
(公財) 日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則	72
リーグ戦におけるタイブレイク方式	73
水球競技公認審判員規定	75
水球競技公認審判員規定施行細則	82
水球競技公認審判員審査委員会会則	84
審判員・競技役員行動規範	87
競技役員の心得	88
水球競技役員の構成と配置	91
水球競技役員の職務	93
ガイドライン	
(1) 施設	104
(2) 本部席配置図 (例)	105
(3) 競技用備品リスト	106
オフィシャルシート様式サンプル	107
肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程	114
競泳競技会において着用又は携行することができる	
水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程	117
プール公認規則 (抜粋)	120

(公財)日本水泳連盟 競技者資格規則

(目的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規則を定める。

(スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

- 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。
- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録（在日外国人競技者登録も含む。）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

- 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を経由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。)付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

- 2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

(競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。

ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。

- (1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること
 - (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
 - (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等(動画・静止画・イラスト・サイ

ン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの)をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

- (1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、除外認定競技者として認められたとき
- (2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され競技者が同意したとき
- (3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び集団の肖像等を活用するとき
- (4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する
- (5) 競技者の所属する企業、団体（旧所属を含む）が肖像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業また、団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属の承諾を要する。小・中・高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を条件とする

（違反競技者に対する処分）

第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき

- (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき
- (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
- (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の商行為をしたとき
- (5) 第7条の禁止される商行為をしたとき
- (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

（処分の内容）

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎのとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期間を定めた登録停止
- (3) 文書による戒告
- (4) 口頭による注意

（競技者資格審査委員会）

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い、理事会に答申しなければならない。

- 2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。
- 3 競技者に第8条の処分を受ける違反の疑いがある場合、競技者資格審査委員会の議決により、理事会が第8条による処分を決定するまでの間、一時的に第4条の競技者資格を停止す

ることができる。

4 競技者資格審査委員会についての規程は、別に定める。

(不服審査会)

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする

(改 廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 本規則は、2014(平成26)年2月23日より一部改定施行する。

3 本規則は、2014(平成26)年5月30日より一部改定施行する。

4 本規則は、2016(平成28)年10月22日より一部改定施行する。

5 本規則は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。

(公財)日本水泳連盟 水球競技一般規則

第1条 チーム

- (1) 1チームは7名の競技者（うち1名はゴールキーパー）と、6名までの交代選手を含め、最大13名で構成される。
- (2) チームの競技者は、試合前にレフェリーの召集を受けなくてはならない。
- (3) 上記に違反した競技者は試合には参加できない。
- (4) ベンチには6名までの交代選手と3名までの役員（監督、コーチ、オフィシャル）が入ることができる。
- (5) 競技本部とは、チームを代表する役員のみが話し合いをもつことができる。

第2条 ベンチ

- (1) ベンチにいるすべての競技者は競技中、帽子をかぶっていないてはならない。残り時間退水者も同じ。
- (2) ベンチにいる競技者は、チームのユニホーム（水着を含む）を着ていること。役員もユニホーム着用、もしくは正装が望ましい。
- (3) 試合中は、現に競技を行っている者もベンチにいる者も、審判の判定、指示に従うこと。
- (4) ベンチにいる者は試合中、選手交代等、やむを得ない場合を除いて、ベンチを離れたり、立ち上がったたり、あるいは不必要な発言（前第3項を含む）や行動を行ってはならない。審判の注意にも拘わらず、これらのことが守られなかった場合、規則に従って退場を命じられる。
- (5) ベンチにいる監督は、プレー中の自チーム競技者に対するプレー上の指示を行うとき及びタイムアウトの請求時に、ベンチから立ち上がることが出来る。また、自チームの攻

撃中に限り必要ならば審判の行動を妨げない範囲で自チームサイドの6mラインを限度として移動して指示をおこなうことができる。この権利は、監督以外のベンチにいる役員には適用されない。ただし、タイムアウトの請求に関しては、監督不在の場合は、コーチ・トレーナー等の他のチームオフィシャルが、さらにこれらも不在の場合は選手が代行できる。

- (6) 審判から退場処分を受けた役員、選手は、競技エリア（観客席を含む）から出なくてはならない。
- (7) ベンチには応急処置のために使用する最低限の医薬品を持ち込むことができる。
- (8) 以下のものはベンチに持ち込むことも使用することもできない。
 - ① カッター等の刃物、鋭利な物
 - ② メガホン、ハンドマイク等の拡声器
 - ③ 携帯電話、無線機等
 - ④ その他、試合運営に支障をきたすと思われる物

第3条 抗議

- (1) 次の場合、抗議ができる。
 - ① 競技のやり方に対する規則、規律が守られなかった場合。
 - ② その他の条件が、競技そのもの、あるいは競技者を危険にさらす場合。
 - ③ 審判の決定が規則に適合していなかった場合。ただし、プレー判定はこれには含まれず、抗議を申し立てることはできない。プレー判定に対する抗議は試合中も試合後も、これを一切受け付けない。
- (2) 抗議は次のように提出されなければならない。
 - ① デレゲートに対して。

- ② 書面で
- ③ 責任あるチームのリーダーから
- ④ 抗議料 10,000 円とともに。
- ⑤ 試合終了後 30 分以内に。

すべての抗議はデレゲートに考慮される。デレゲートが抗議を退ける場合は、その理由を述べなくてはならない。チームリーダーはこの拒否を控訴陪審（ジュリー）に訴えることができる。ただし、控訴陪審の決定は最終のものとなる。抗議が却下された場合、抗議料は大会運営母体に徴収される。抗議が認められた場合、抗議料は返却される。

第 4 条 棄権

日本水泳連盟主催、公認競技において、組み合わせ抽選が終了した後、主催者への連絡、承認なしに大会を棄権した場合、そのチーム、及び競技者は次回大会出場停止を含め、3 カ月から最大 2 年間、競技会出場停止処分となる。

第 5 条 処分

競技者及びチームに日本水泳連盟・競技者資格規定に対する違反、及び水球競技一般規則に対する重大な違反があった場合は、競技者資格規定によって処分を受ける。

※水球競技規則に則って、競技者及びチーム役員の野蛮な行為（ブルータリテイ）及び不行跡に対する処置については、水球競技規則付則 C を準用する。その内容は別表のとおりであるが、この取り扱いについても競技者資格規定に則って処分を受けるものとする。

水球競技における懲戒規定

反則判定の 対象 (反則者)	反則行為及び 水球規則(WP) 懲戒規定(附則C)の該当条項	レフェリー の合図	次試合以降の出場 当該試合の処分	停止処分
競技に参加 している 競技者	レフェリーへの 不服従・不行跡(WP 21.13)	レッドカード 退水指示+ 腕を回転させる	交代者ありのゲームエク スクルージョンでベンチから 退場(交代者は20秒後、又は ルールに則って入水できる)	なし
	競技者、ゲームオフィシャル へのブルータリティー (WP 21.14及び附則C4.1) (場合によってWP 21.12)	レッドカード 退水指示+ 腕を前で交差 させる	交代者ありのゲームエク スクルージョンでベンチから 退場。この反則がプレー中に 起きた場合はペナルティ・ スローが与えられる。(交代 者は4分後に入水できる)	あり (最低3試合、 最高1年間)
競技に参加 していない 競技者	レフェリーへの 不服従・不行跡(WP 21.13)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	なし
	レフェリー或いはゲーム オフィシャルへの上記以外 の不行跡(附則C3.1)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	競技者、チームオフィシャル、 或いはゲームオフィシャル へのブルータリティー (WP 21.14及び附則C4.1)	レッドカード 退場指示+ 腕を前で交差 させる	交代者ありのゲームエク スクルージョンでベンチから 退場(交代者は4分後に入水 できる)	あり (最低1試合、 最高1年間)
	ゲームオフィシャルに対する 重傷、凶器使用、或いは人体 への暴行の場合 (附則C3.2)	同上	同上	あり (最低1年間、 最高終身)
	上記未遂の場合 (附則C3.3)	同上	同上	あり (最低3試合、 最高1年間)
チーム オフィシャル	レフェリーへの 不服従・不行跡(附則C3.1)	レッドカード 退場指示	ベンチからの退場	あり (最低1試合、 最高1年間)
	ゲームオフィシャルに 対する重傷、凶器使用、 或いは人体への暴行の場合 (附則C3.2)	同上	同上	あり (最低1年間、 最高終身)
	上記未遂の場合 (附則C3.3)	同上	同上	あり (最低3試合、 最高1年間)
	競技者、チームオフィシャル への暴行(附則C4.2)	同上	同上	あり (最低1試合、 最高終身)

注1：出場停止処分となる場合は（公財）日本水泳連盟水球委員会に報告する。（特に勝敗を左右する4Pで行われたブルータリティーに関しては2試合の出場停止を基本とする。）

注2：WPは日本水泳連盟水球競技規則を指し、RDはその付則C「水球競技大会に於ける懲戒規則について」を指す。

(公財)日本水泳連盟 水球競技規則

序 文

本規則は、オリンピック競技会、世界選手権他、国際水泳連盟（Federation Internationale de Natation：以下 FINA という）主催の全ての国際競技大会に適用されるものとして定められた FINA 水球競技規則に準拠しており、（公財）日本水泳連盟（Japan Swimming Federation：以下「本連盟」という）が主催する競技会（公式競技会）と本連盟により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。また、本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と加盟団体により公認された競技会（公認競技会）もこれを準用しなければならない。

(公財) 日本水泳連盟 水球競技規則

WP 1	競技場及び用具	12
WP 2	ゴール	14
WP 3	ボール	14
WP 4	帽子	15
WP 5	チームと交代競技者	16
WP 6	オフィシャル	19
WP 7	レフリー	21
WP 8	ゴールジャッジ	22
WP 9	タイムキーパー	22
WP 10	セクレタリー	23
WP 11	ビデオアシスタントレフリー	24
WP 12	競技時間	24
WP 13	タイムアウト	26
WP 14	競技開始	28
WP 15	得点	28
WP 16	得点後の再開	31
WP 17	ゴールスロー	31
WP 18	コーナースロー	32
WP 19	ニュートラルスロー	33
WP 20	フリースロー	34
WP 21	オーデイナリーファウル	35
WP 22	エクスクルージョンファウル	40
WP 23	ペナルティーファウル	52
WP 24	ペナルティースロー	55
WP 25	パーソナルファウル	57
WP 26	事故、怪我、病気	57
付則 A	2人制レフリーの手引き	59
付則 B	オフィシャルが使用する合図	62
付則 C	水球競技における懲戒規定	67

法、水深、水温、照度は以下の通りとする。

- (a) 寸法・水深：両ゴールライン間の距離は男子競技では 30 m、女子競技では 25 m とする。幅は男女共に 20 m とする。水深は如何なる場所でも 1.8 m 以上とするが、2.0 m 以上が望ましい。
- (b) 水温：26 ± 1℃を下限とする。
- (c) 照度：600 ルックス以上とする。但し、オリンピックと世界選手権の場合は 1,500 ルックス以上とする。
尚、オリンピックと世界選手権を除き、(a) の例外は試合を統括している連盟の裁定により認められる。

WP 1.6 フィールドの両側に判然とした標識を設置し、以下のものを示す。

- (a) 白色の標識 - ゴールラインとハーフライン。
- (b) 赤色の標識 - ゴールラインから 2 m の地点。
- (c) 黄色の標識 - ゴールラインから 6 m の地点。
- (d) ペナルティースローを行う位置を示す為に、赤色の標識をゴールラインから 5 m の地点に設置する。

サイドラインは以下のように色分けすること。ゴールラインから 2 m ラインまでは赤色、2 m ラインから 6 m ラインまでは黄色、そして 6 m ラインからハーフラインまでは緑色。

WP 1.7 退水後の再入水エリア（以降、退水時再入水エリアと記載）を示す為に、各エンドの、オフィシャル席と反対側の端から 2 m の所に赤色の標識を設置する。

WP 1.8 フライングサブステイテューションを行えるエリアを、フィールドのチームベンチが置かれている側のサイドラインの外側に設ける必要があり、当該エリアは最低 0.5 m ～ 1.0 m の間の幅を有する必要がある。

各チームのフライングサブステイション用の定められた交代エリアは、チームベンチ側のゴールラインからハーフライン間とする。

- WP 1.9** レフリーがフィールドの端から端まで自由に動けるように、十分な 余地を設ける。同じく、ゴールジャッジの為にゴールラインの延長線上に場所を設ける。
- WP 1.10** セクレタリーの為に、各々 35 cm × 20 cm の赤、黄、青、白の旗を用意する。

WP 2 ゴール

- WP 2.1** ゴールポストとクロスバーは堅固な構造とし、形状は長方体、フィールド面の幅は 7.5 cm、色は白色とする。設置位置は各ゴールライン中央とし、開口部は各エンドから最低 30 cm 前方に離れていること。
- WP 2.2** ゴールポスト間の内寸は 3 m である。水深が 1.5 m 以上の場合、クロスバー下部の高さは水面から 90 cm である。水深が 1.5 m 以下の場合、プールの底から 2.4 m とする。
- WP 2.3** ゴールエリアを完全に覆うように、ゴールポストとクロスバーに柔軟なネットを取り付ける。この時、ゴールライン後方のゴールエリア全面に 30 cm 以上の空間ができること。

WP 3 ボール

- WP 3.1** ボールは球状で、自動閉鎖弁付きの空気室がなければならない。防水性があり、外部の縫い目及びグリースやそれに類したコーティングがあってはならない。
- WP 3.2** ボールの重さは 400 g 以上 450 g 以下とする。
- WP 3.3** 男子競技の場合、ボールの外周は 68 cm 以上 71 cm 以下とする。空気圧は 55 ~ 62 kPa (8 ~ 9 ポンド平方インチ)

とする。

WP 3.4 女子競技の場合、ボールの外周は 65 cm 以上 67 cm 以下とする。空気圧は 48 ~ 55 kPa (7 ~ 8 ポンド平方インチ) とする。

WP 4 帽子

WP 4.1 帽子は、レフリーの認めた、赤色及びボールの色とは対照的な色とする。レフリーが指示した場合、白色または青色の帽子を着用しなければならないことがある。ゴールキーパーは赤色の帽子を着用する。帽子は顎の下で紐で結ぶ。プレー中に選手の帽子が脱げた場合、当該選手のチームがボールの保有権を有している時の適切な中断時に着用し直す。帽子は競技中着用していること。

WP 4.2 帽子には柔軟なイヤガードを取り付け、チーム帽子の色と同色とする。但し、ゴールキーパーのイヤガードは赤色でもよい。

WP 4.3 帽子の両側に高さ 10 cm の番号を付ける。ゴールキーパーは 1 番を着用し、それ以外の選手は 2 ~ 13 番を着用する。交代ゴールキーパーは赤色の 13 番を着用する。レフリーの許可及びセクレタリーへの申告なしに、競技中に帽子番号を替えてはならない。

WP 4.3.1 (オリンピック大会に限定適用される規則) 帽子の両側に高さ 10 cm の番号を付ける。ゴールキーパーは 1 番を着用し、それ以外の選手は 2 ~ 11 番を着用する。レフリーの許可及びセクレタリーへの申告なしに、競技中に帽子番号を替えてはならない。

WP 4.4 国際大会の場合、帽子の前面に 3 文字の国際国別コードを表示する。国旗の表示は任意である。国別コードの高さは

4 cm とする。

WP 5 チームと交代競技者

WP 5.1 各チームは最大 13 名構成とし、その内 11 名をフィールドプレーヤー、2 名をゴールキーパーとする。チームはフィールド内に 7 名以下で試合を開始し、その内 1 名はゴールキーパーとしてゴールキーパーの帽子を着用する。交代要員としての控えフィールドプレーヤーは 5 名以下とし、控えのゴールキーパーは 1 名でゴールキーパーの交代要員としてのみ参加できる。フィールド内に 7 名未満で競技を行うチームはゴールキーパーなしでも構わない。

WP 5.1.1 (オリンピック大会に限定適用される規則) 各チームは最大 11 名構成とし、その内 10 名をフィールドプレーヤー、1 名をゴールキーパーとする。チームはフィールド内に 7 名以下で試合を開始し、その内 1 名はゴールキーパーとしてゴールキーパーの帽子を着用する。交代要員としての控えフィールドプレーヤーは 4 名以下とし、その内 1 名はゴールキーパーの交代要員としても参加できるが、その場合赤い色の帽子を着用する必要がある。フィールド内に 7 名未満で競技を行うチームはゴールキーパーなしでも構わない。

WP 5.2 監督を除き、競技に参加していない競技者は、コーチ及びチームオフィシャルと共にチームベンチに座り、一旦競技が始まったらそこから移動してはならない。但し、ピリオド間のインターバル中やタイムアウト時はその限りではない。攻撃側の監督は随時 6 m ラインまで移動できる。チームのエンド及びベンチの交替はハーフタイムのみとする。両チームのベンチはオフィシャル席の反対側プールサイド

に設置される。

- WP 5.3** 各チームの主将はプレーイングメンバーであること。また、チームを正しく指導し、規則を守らせる責任を有する。
- WP 5.4** 競技者は透けない水着または水着の下にもう1枚下穿きを着用すること。相手に怪我を負わせる可能性のあるものは試合開始前に取り外すこと。
- WP 5.5** 競技者はグリース、油脂を含めて如何なる物質も体に塗ってはならない。そのような物質が塗られていると試合開始前にレフリーが判断した時、速やかに取り除くようレフリーは命じなくてはならない。除去作業の為に試合開始を遅らせてはならない。試合開始後にこの違反が発覚した場合、当該競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、交代者は自陣退水時再入水エリアから直ちに入水できる。
- WP 5.6** 競技中、競技者はチームに定められた交代エリアからフィールド外に出ることで随時交代できる。交代者は、退水時再入水エリア内で視認できるよう浮上すれば直ちにそこからフィールド内に入ることができる。定められたサイドライン側の交代エリアでの交代は、競技者と交代者が共に入水した状態で、フィールド外にてお互いの手を水上でタッチすることで交代が認められる。サイドライン側の交代エリアを「フライングサブスティテューションエリア」と称し、このエリアでの交代を「フライングサブスティテューション」と称する。
- この規則の下でゴールキーパーが交代する時、交代者は控えのゴールキーパーのみが認められる。フィールド内でプレーしている選手が7名未満の場合はゴールキーパーなしでも構わない。尚、レフリーがペナルティースローを与

え、そのスローが終了するまでこの規則の下で交代することはできない。

【注：ゴールキーパーが2名とも試合に参加できない状況となった場合、フィールド内に7名で競技を行うチームは代替のゴールキーパーを参加させなければならない。その場合、ゴールキーパーの帽子を着用する。

競技中、控えゴールキーパー以外に交代選手がいなくなってしまう場合、正ゴールキーパーもしくは控えゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして参加できる。】

- WP 5.6.1** (オリンピック大会に限定適用される規則) 競技中に競技者はチームの定められた交代エリアからフィールド外に出ることで随時交代できる。交代者は、退水時再入水エリア内で視認できるよう浮上すれば直ちにそこからフィールド内に入ることができる。定められたサイドライン側の交代エリアでの交代は、競技者と交代者が共に入水し、フィールド外にてお互いの手を水上でタッチすることで交代が認められる。サイドライン側の交代エリアを「フライングサブステイションエリア」と称し、このエリアでの交代を「フライングサブステイション」と称する。
- フィールド内でプレーしている選手が7名未満の場合はゴールキーパーなしでも構わない。尚、レフリーがペナルティースローを与え、そのスローが終了するまでこの規則の下で交代することはできない。
- 【注：ゴールキーパーが試合に参加できない状況となった場合、フィールド内に7名で競技を行うチームは代替のゴールキーパーを参加させなければならない。その場合、その代替ゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして着用していた帽子と同番号の赤帽子を着用する。】

WP 5.7 交代者は以下の場合、どの場所からでもフィールド内に入ることができる。

- (a) ペナルティーシュートアウトを含め、ピリオド間のインターバル中。
- (b) 得点后。
- (c) タイムアウト中。
- (d) 出血または負傷している競技者との交代。

WP 5.8 交代者は遅滞なく交代できるよう、用意しておく。交代者の用意ができていない場合、交代者抜きで競技は進められる。交代者の用意ができ次第、定められたチームの交代エリアから随時交代でき、規則上で必要な場合はお互いの手をタッチした後に交代できる。

WP 5.9 交代したゴールキーパーが再び競技に参加する場合、ゴールキーパーとしてのみプレーできる。

WP 5.10 ゴールキーパーが医学的理由で競技から退く場合、レフリースは直ちに控えのゴールキーパーとの交代を認める。

WP 6 オフィシャル

WP 6.1 FINA 及び日本水泳連盟公認競技会の場合、オフィシャルは、レフリース2名、ゴールジャッジ2名、タイムキーパー、セクレタリー及びビデオアシスタントレフリース1名から構成され、各々以下の権限と職務を持つ。前述したオフィシャル構成は、可能な限り、FINA 及び日本水泳連盟公認競技会以外でも踏襲すること。しかし、ゴールジャッジなしの2人制レフリースの場合、レフリースが WP 8.2 に定められたゴールジャッジの職務を遂行する（但し、ゴールジャッジ用のハンドシグナルは用いない）。

【注：試合の重要度に応じて、以下に従って、4～9名のオ

フィシャルが担当する。

- (a) レフリーとゴールジャッジ：レフリー2名とゴールジャッジ2名、またはレフリー2名とゴールジャッジなし、またはレフリー1名とゴールジャッジ2名。
- (b) タイムキーパーとセクレタリー：タイムキーパー1名とセクレタリー1名の場合、WP 20.16に則り、タイムキーパーは各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測し、WP 10.1に則り試合中の記録をつけるに加え、規則の下で退水となった競技者の退水時間を計測する。

タイムキーパー2名とセクレタリー1名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP 20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。セクレタリーは試合の記録をつけることに加え、WP 10.1に記載されている全ての職務を遂行する。

タイムキーパー2名とセクレタリー2名の場合、第1タイムキーパーは正味競技時間、タイムアウト、そしてピリオド間のインターバルを計測する。第2タイムキーパーはWP 20.16に則り、各チームの連続ボール保有時間を計測する。第1セクレタリーはWP 10.1 (a) に則り試合の記録をつける。第2セクレタリーはWP 10.1 (b)、(c)、(d) に記載されている職務（退水者の不正入水、交代者の不正入水、そして退水と3つ目のパーソナルファウル関連）を遂行する。】

- (c) ビデオアシスタントレフリー：ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況で両レフリーを補佐する。

WP 7 レフリー

WP 7.1 レフリーは試合を完全に統括する。レフリーと競技者がプール構内にいる間は、その権限は及ぶ。事実関係に対するレフリーの全ての決定は最終で、競技規則の解釈には試合中従うこと。レフリーは試合中の如何なる場面の事実関係を推測してはならず、実際に目にしたものを能力の範囲内で最大限解釈すること。

WP 7.2 レフリーは競技開始と再開を合図する為の他、得点、ゴールスロー、コーナースロー（ゴールジャッジの合図とは無関係に）、ニュートラルスロー、そして競技規則違反を宣告する為に笛を鳴らす。ボールがインプレーになる前であれば、レフリーは判定を変えることができる。

WP 7.3 レフリーは、攻撃チームの優位性が保たれるかどうかの判断に基づき、オーディナリーファウル、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウルを与える（または与えない）裁量を持つ。レフリーは、攻撃の優先性を考慮して反則を判定し、反則を犯したチームにとって有利となるとレフリーが判断した場合、その反則判定を控えることができる。

【注：レフリーはこの原理を最大限に適用しなければならない。】

WP 7.4 該当する競技規則に則り、どの競技者に対しても退水を判定する権限を有する。退水を命ぜられた競技者が退水することを拒めば、試合を没収する権限を有する。

WP 7.5 競技者、交代者、観客、あるいはオフィシャルの言動が職務を正しく、中立的に遂行する妨げとなると判断した場合、当該者にプール構内からの退場を命じる権限を有する。

WP 7.6 競技者、交代者、観客、オフィシャルの言動、あるいはそ

の他の状況が試合を正しい帰結に導く妨げとなると判断した場合、試合を没収する権限を有する。試合を没収せざるを得ない場合、管轄団体に報告する。

WP 8 ゴールジャッジ

WP 8.1 オフィシャル席と同じ側のゴールラインの延長線上に各々位置する。

WP 8.2 ゴールジャッジの職務は以下の通りである。

- (a) ピリオド開始時、各チームの競技者が各ゴールライン上に正しく位置したら、片腕を垂直に上げて合図する。
- (b) 不正スタートは両腕を垂直に上げて合図する。
- (c) ゴールスローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (d) コーナースローは攻撃方向を腕で指すことで合図する。
- (e) 得点は両腕を上げて交差させることで合図する。
- (f) 退水者または交代者の不正入水は両腕を垂直に上げることで合図する。

WP 8.3 各ゴールジャッジに予備のボールを用意し、使用中のボールがフィールド外に出た時、ゴールスローの場合はゴールキーパーに、コーナースローの場合は最寄りの攻撃チームの競技者に、それ以外の場合はレフリーの指示に従ってボールを投入する。

WP 9 タイムキーパー

WP 9.1 タイムキーパーの職務は以下の通りである。

- (a) 正味競技時間、タイムアウト、ピリオド間のインターバルを計測する。
- (b) 各チームの連続ボール保有時間を計測する。
- (c) 規則の下で退水となった競技者の退水時間と並行してその

退水者または交代者の入水時間を計測する。

- (d) 競技の残り1分を音声で通告する。
- (e) 各タイムアウトの45秒経過及び終了を笛で合図する。

WP 9.2 レフリーとは独立して、各ピリオドの終了を笛で合図する（特徴的で、音響効率が良く、そして容易に理解される音であれば他の方法でも可）。以下の場合を除き、合図が鳴ったら、直ちに効力を発揮する。

- (a) 終了の合図と同時にレフリーがペナルティーを判定した場合、競技規則に則りペナルティースローが行われる。
- (b) 終了の合図が鳴った時点でボールが空中にあってゴールラインを通過した場合、得点が認められる。

WP 10 セクレタリー

WP 10.1 セクレタリーの職務は以下の通りである。

- (a) 競技者、得点、タイムアウト、エクスクルージョンファウル、ペナルティーファウル、そしてパーソナルファウルを含め、試合の記録をつける。
- (b) 退水時間を管理し、適切な旗を上げること、又は別途定められた別の方法で退水時間の終了を合図する。但し、退水者のチームがボールの保有権を獲得した場合は、レフリーが退水者あるいは交代者の入水を合図する。ブルータリティを犯した競技者の交代者の入水を、4分経過後に黄色の旗と当該チームの帽子的色の旗を上げること、又は別途定められた別の方法で合図する。
- (c) 退水者または交代者の不正入水を赤色の旗と笛で合図、又は別途定められた別の方法により合図する（これはゴールジャッジが不正入水を合図した後でも行う）。この合図で競技は直ちに中断される。

- (d) 以下のように、3つ目のパーソナルファウルを遅滞なく合図する。
 - (i) 3つ目のパーソナルファウルがエクスクルージョンファウルの場合、赤色の旗、又は別途定められた別の方法で合図する。
 - (ii) 3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルの場合、赤色の旗、又は別途定められた別の方法で合図する。

WP 11 ビデオアシスタントレフリー

WP 11.1 ビデオアシスタントレフリーの職務は以下の通りである。

- (a) ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況においてレフリーに問題提起する。
- (b) ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況の再生画像をレフリーに見せる。

WP 12 競技時間

WP 12.1 各ピリオド正味8分で4ピリオド行う。競技者がボールに触れた段階で各ピリオドの時間計測が開始される。競技中断の合図で計測は中断される。対応するスローを行う競技者の手からボールが離れた時点か、ニュートラルスローの場合は競技者がボールに触れた時点で計測が再開される。

WP 12.2 第1と第2ピリオド及び第3と第4ピリオドの間に2分、第2と第3ピリオドの間に3分のインターバル時間が与えられる。競技者、監督、コーチ、チームオフィシャルを含むチームは、第3ピリオドが開始される前にエンドを交替する。

WP 12.3 勝敗を決する必要がある試合において、第4ピリオド終了

時に同点であった場合、勝敗を決する為にペナルティーシュートアウトを行う。

【注：ペナルティーシュートアウトが必要な場合、以下の手順に従って行う。

- (a) 試合を終えたばかりの2チーム同士の場合、その試合のレフリーが担当して直ちに行う。
- (b) そうでない場合、そのラウンドの最終試合が終了した30分後もしくは最も適切な機会に行う。中立的な立場であることを条件に、そのラウンドの最終試合のレフリーが担当する。
- (c) 2チーム間のペナルティーシュートアウトの場合、双方のチームの監督は各々5名のシューターとゴールキーパーを指名する。シューターの一人はゴールキーパーを兼務することができる。ゴールキーパーを随時交代させることはできるが、当該試合のメンバー表に載っていた競技者でなければならない。前述に拘らず交代したゴールキーパーは指名されたシューターを交代することはできない。
- (d) 監督は、指名した5名のシューターに対して、相手側ゴールにシュート打つ順番を割り振ること。ペナルティーシュートアウト中、その順番を変えてはならない。
- (e) ゲームエクスクルージョンとなっている競技者をシューターあるいはゴールキーパーとして指名することはできない。
- (f) ペナルティーシュートアウト中にゴールキーパーが退水となった場合、5名のシューターの中から1名をゴールキーパーとすることができるが、その競技者にはゴールキーパーの特権は与えられない。但し、そのペナルティー

シュート後は、新たに交代競技者または交代ゴールキーパーを入れることができる。ペナルティーシュートアウト中にフィールドプレーヤーが退水となった場合、当該競技者を5名の参加者リストから削除し、交代者をリストの末尾に加える。

- (g) フィールドの両エンドで交互にシュートを行う。但し、フィールドのどちらかのエンド状況がどちらかのチームに有利、不利となるようであれば、全シュートは片側のエンドで行われる。シュートを行う競技者は自陣ベンチ前でプール内に留まり、ゴールキーパーは相手側エンドのゴールに入り、ペナルティーシュートアウトに参加していない競技者は自陣ベンチに着席すること。
- (h) 最初にシュートを打つチームはトスで決められる。
- (i) 各々5本のペナルティーシュートを打ってもなお同点の場合、片方がはずして、もう片方が入れるまで同じメンバーが交互にシュートを打ち続ける。
- (j) 3チーム以上によるペナルティーシュートアウトの場合、各チームに対して交互に5本のシュートを打つ。1投目のシュートを打つ順番は抽選によって決められる。】

WP 12.4 全ての時計は減算式で時間を表示する（即ち、各ピリオドの残り時間を表示する）。

WP 12.5 試合（もしくは試合の一部）をやり直す必要が生じた場合、その部分の得点、パーソナルファウル、タイムアウトなど全ての記録を削除する。但し、ブルータリティ、不行跡、またはその他のレッドカード処分の記録は残す。

WP 13 タイムアウト

WP 13.1 各チームは各試合につき2回タイムアウトを請求できる。

タイムアウトの時間は1分。タイムアウトは、攻撃側チームのチームオフィシャルのセクレタリーまたはレフリーに対する「タイムアウト」の申告とT字型の手の合図によって、随時（ゴールイン後の再開前も含む）請求できる。タイムアウトの請求があった場合、セクレタリーまたはレフリーは笛の合図で競技を直ちに中断し、競技者は各々の自陣に直ちに帰ること。又、タイムアウト請求は、試合で使用が認められた機器によって行うこともできる。

【注：ペナルティースローが与えられた時は、タイムアウトを請求することができない。】

WP 13.2 タイムアウト後の競技は、レフリーの笛の合図によって攻撃側チームがハーフライン上または自陣の任意の場所でボールをインプレーにすることにより再開される。但し、コーナースローが行われる前にタイムアウトが請求された場合、そのスローは維持される。

【注：ボールの保有時間はタイムアウト後の競技再開から継続される。】

WP 13.3 ボールを保有しているチームのチームオフィシャルが、認められた数以上の取る資格のないタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームの競技者がハーフライン上でボールをインプレーにすることにより再開される。

WP 13.4 ボールを保有していないチームのチームオフィシャルがタイムアウトを請求した場合、競技は中断され、相手側チームにペナルティースローが与えられる。

【注：不当にタイムアウトを請求した場合は、請求を行ったチームは、（タイムアウト請求権が残っている場合は）タイムアウトを請求する権利を一回分失うことになる。】

WP 13.5 タイムアウト後の再開において、競技者はフィールド内の

どの位置にいてもよい。但し、コーナースローの規則が適用される場合はそれに従うこと。

WP 14 競技開始

WP 14.1 公式プログラムに最初に記載されているチームが白帽あるいは自チームを反映する色の帽子を着用し、オフィシャル席から見て左側から試合を開始する。他方のチームが青帽あるいは対照的な色の帽子を着用し、オフィシャル席から見て右側から試合を開始する。

WP 14.2 各ピリオドの開始時には、競技者は自陣ゴールライン上に約1mの間隔をとって位置し、且つゴールポストから少なくとも1m離れていなければならない。ゴールポスト間には2人まで入ることが許される。競技者の身体のどの部分も、水面上でゴールラインを越えてはならない。

【注：競技開始時または再開時に、如何なる競技者でもラインを前方に引っ張ってはならず、センターボールを取りに行く競技者はゴールを蹴って出る目的でゴールに足をかけてはならない。】

WP 14.3 レフリーは両チームの用意ができたと確認した時、開始の笛を吹き、ハーフライン上にボールを放つか投げる。

WP 14.4 ボールが一方のチームに明らかに有利に放たれたり投げ入れられたりした場合、レフリーはボールを取り上げ、ハーフライン上でニュートラルスローを行う。

WP 15 得点

WP 15.1 得点はボールがゴールポスト間とクロスバーの下のゴールラインを完全に通過した時に記録される。

WP 15.2 得点はフィールドのいずれの場所からであっても記録される。

WP 15.3 得点は握り拳以外の如何なる部分によっても記録される。ゴールにドリブルで入っても得点となる。競技の開始、再開の場合は少なくとも2人以上の（防御側ゴールキーパーを除く両チームの）競技者がボールに意図的にプレーもしくは触れた後でなければ得点とはならない。但し、以下を除く。

- (a) ペナルティースロー。
- (b) 防御側のフリースローによるオウンゴール。
- (c) ゴールスローからの直接シュート。
- (d) 6 m ラインより外側で与えられたフリースローからの直接シュート。
- (e) 6 m ラインより外側で与えられたフリースローから視認できるようにボールをインプレーにした後のシュート。
- (f) コーナースローからの直接シュート。

【注：6 m ライン外の反則に対してフリースローを与えられたチームの競技者が6 m ライン外から直接シュートして得点することができる。その競技者がボールをインプレーにした場合、シュートフェイク（シュートを打つ振りをする）もしくはドリブルをした後にシュートして得点することができる。コーナースロー時にボールをインプレーにした後、シュートフェイク（シュートを打つ振りをする）もしくはドリブルをした後にシュートして得点することができる。以下の場合の再開後からの直接シュートによる得点は認められない。

- (a) センターボールのスプリントあるいはピリオドの開始。
- (b) タイムアウト。
- (c) 得点。
- (d) 出血を含む怪我。

- (e) 帽子の着用し直し。
- (f) レフリーがボールを取り上げた場合やニュートラルスローを判定した場合。
- (g) ボールがサイドからフィールド外に出た場合。
- (h) その他の全ての中断。

尚、上記の何れの場合でも、競技者がボールをインプレーにした後、シュートフェイク（シュートを打つ振りをする）もしくはドリブルをした後にシュートして得点することができる。】

WP 15.4 20秒もしくは30秒（該当する何れか）の保有時間の経過時もしくはピリオドの終了時に空中にあったボールがゴールに入った場合は得点となる。

【注：この規則の下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパー、あるいは他の防御側競技者に当たった後、または水面を跳ねてゴールに入った場合、得点は認められない。ピリオドの終了が合図された後、他の攻撃側競技者がボールにプレーするか、または意図的に触れた場合、得点は認められない。

この規則の下では、ボールがゴールに向かって飛んでいる時、ゴールキーパーもしくは他の防御側競技者がゴールを沈めたり、自陣6mライン内でゴールキーパー以外の競技者が両手、両腕、または握り拳でボールを止めて得点を阻止した時、レフリーがもしその反則がなければボールがゴールラインを通過したであろうと判断した場合、ペナルティースローが与えられる。

この規則の下では、ゴールに向かって飛んでいるボールが水面に落ち、漂って完全にゴールラインを通過した場合、そのボールがシュートの惰性によって直ちにゴールラインを通過した時のみレフリーは得点を認める。】

WP 16 得点後の再開

WP 16.1 得点がなされた後、両チームの競技者はフィールドのハーフラインを境として各々自陣に位置する。競技者は水面上でハーフラインを越えてはならない。レフリーは笛を吹き競技を再開する。再開時は得点を許したチームの競技者の手からボールが離れた時に正味時間が再計測される。この規則に反した再開はやり直しとなる。

WP 17 ゴールスロー

WP 17.1 ゴールスローは以下の時に与えられる。

- (a) 防御側ゴールキーパーを除く競技者が最後に触れたボールがゴールポスト間及びクロスバー下を除いたゴールラインを完全に通過した時。
- (b) 以下の状況で、ボールが直接ゴールポスト間及びクロスバー下のゴールラインを完全に通過するか、ゴールポスト、クロスバー、あるいは防御側ゴールキーパーに当たった時。
 - (i) 6 m ライン内で与えられたフリースローからの直接シュート。
 - (ii) 6 m ライン外で与えられたフリースローからの直接シュートを規則に準拠して行わなかった場合。
 - (iii) ゴールスローからのシュートを直ちに行わなかった場合。

WP 17.2 ゴールスローは 2 m ライン内からであれば、どの競技者でも行うことができる。この規則に反したゴールスローはやり直しとなる。

【注：ゴールスローは、ボールに一番近い競技者が行うこと。フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせてはならない。そして、スローする者の手からボールが離

れるのを他の競技者から見えるような方法で行うこと。他の競技者にパスをする前にボールをドリブルすることが許される WP 20.4 の権限を見逃して、スローを遅らせる過ちを競技者はしばしば犯す。従って、スローする競技者がパスを出す味方を見つけられなくとも、スローを速やかに行うことができる。このような場合、上げた手からボールを水面に落とす（図1）、もしくは空中に放り上げる（図2）ことによってスローを行ったと見做す。その後、ボールを持って泳ぐか、ドリブルして泳ぐことができる。しかし、いずれの場合も、スローは他の競技者から見えるように行うこと。】

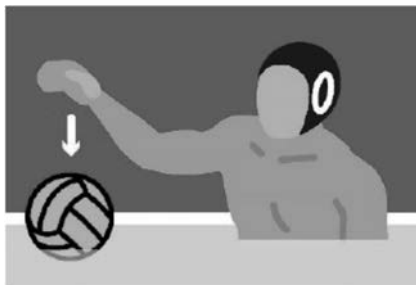


図 1.



図 2.

WP 18 コーナースロー

WP 18.1 コーナースローは防御側ゴールキーパーが最後に触れたボール、あるいはゴールキーパー以外の防御側競技者が意図をもってプレーしたボールが、ゴールポスト間及びビクロスバーの下を除き、ゴールラインを完全に通過した時に与えられる。

WP 18.2 コーナースローは、ボールがゴールラインを完全に通過し

た側の 2 m ラインの所から攻撃側競技者に与えられる。スローは、不当に遅らせることがなければ、一番近い競技者が行う必要はない。

【注：スローの方法については WP 17.2 を参照。】

WP 18.3 コーナースローを行う際、攻撃側チームの競技者は 2 m ライン内に入ってはならない。

WP 18.4 コーナースローが誤った場所から行われたり、攻撃側競技者が 2 m ライン内より出る前に行われた場合、やり直しとなる。

WP 19 ニュートラルスロー

WP 19.1 ニュートラルスローは以下の時に与えられる。

- (a) ピリオド開始時、ボールが一方のチームに明らかに有利な場所にあったとレフリーが判断した時。
- (b) 両チームの 1 人またはそれ以上の競技者が同時にオーディナリーファウルを犯し、どちらの競技者が先に反則したかレフリーが判断できない時。
- (c) 両レフリーが同時に各々反対のチームにオーディナリーファウルの笛を吹いた時。
- (d) どちらのチームもボールを保有していない時に、両チームの 1 人またはそれ以上の競技者が同時にエクスクルージョンファウルを犯した時。両競技者が退水してからニュートラルスローを行う。
- (e) ボールがフィールドの上部障害物に当たったり引っかかりたりした時。

WP 19.2 ニュートラルスローを行う際、反則が起きた場所とほぼ同じ横方向の位置から、レフリーは両チームの競技者にボールを取る機会を均等に与えるようにボールを投げ入れる。

2 m ライン内におけるニュートラルスローは 2 m ライン上で行う。

WP 19.3 ニュートラルスローのボールが明らかに一方のチームに有利な位置に落ちたとレフリーが判断した場合、レフリーはボールを取り上げてスローをやり直すこと。

WP 20 フリースロー

WP 20.1 フリースローはボールのある場所で行われる。但し、防御側競技者によって防御側 2 m ライン内で反則が犯され、且つボールが 2 m ライン内にある場合、反則が起きた場所に最も近い 2 m ライン上から行われる。

WP 20.2 フリースローを与えられた競技者は、パスをするかルールに認められたシュートをするを含めて直ちにプレーを再開しなければならない。明らかにフリースローを直ぐに行える状況にある競技者がそうしなかった場合、反則となる。ファウルを犯した防御側競技者は、パスやシュートをブロックするために手を挙げる前に、フリースローを行う競技者から離れなければならない。これに反した場合、WP21.5に則りフリースロー妨害のため退水を命じられる。

WP 20.3 フリースローを行う競技者にボールを渡すのは、フリースローを与えられたチームの責任である。

WP 20.4 フリースローは、スローを行う競技者の手からボールが離れるのを他の競技者が見えるような方法で行うこと。そして、その後、他の競技者にパスあるいは規則上可能なシュートをする前にボールを持って運ぶかドリブルすることも許される。フリースローを行う競技者の手からボールが離れた時、直ちにインプレーとなる。

【注：スローの方法に関しては、WP 17.2 の注を参照。】

WP 21 オーディナリーファウル

WP 21.1 以下の反則（WP 21.2～WP 21.17）のいずれかを犯すことはオーディナリーファウルであり、罰則として相手チームにフリースローが与えられる。

【注：レフリーは、攻撃側チームに有利な展開になるように、規則に従ってオーディナリーファウルを判定しなければならない。但し、WP 7.3（アドバンテージ）の特別な状況を注意して見なければならない。】

WP 21.2 ピリオド開始の際、レフリーの合図の前にゴールラインの先に前進すること。フリースローはボールのある場所から、またはフィールドにボールが放たれていない場合はハーフライン上から行われる。

WP 21.3 ピリオドの開始時、あるいは競技時間中において味方競技者を援助すること。

WP 21.4 競技中あるいはピリオド開始時に、ゴールポストまたはその取り付け具、プールサイドまたはプールエンドに掴まったり、そこを押して出ること。

WP 21.5 プールの底に立っている時に競技に積極的に参加すること、競技中に歩くこと、あるいはボールにプレーしたり相手をタックルする為にプールの底を蹴って飛び出すこと。この規則は6mライン内にいるゴールキーパーには適用されない。

WP 21.6 タックルされた時にボールを完全に水中に沈めたり、水中で保持したりすること。

【注：仮に相手側のタックルによる結果として、ボールを保持している競技者の手がボールと共に水中に押し込まれたとしても（図3）オーディナリーファウルとなる。ボールが水中に沈められた時、その競技者の意思に反するか否かは問題

ではない。大切なことは、ボールが水中に沈められた時にそのボールを保持していたのが誰かということである。この反則はタックルされた時にボールを保持していなければ起き得ないということを考慮することが重要である。従い、ゴールキーパーがシュートを防ぐ為に水中から高く飛び上がり、落ちた時にボールを水面下に沈めたとしても反則とはならない。しかし、相手競技者にタックルされた時にボールを水中に保持した時はこの規則を犯したことになる。そして、その行為が恐らく得点となることを妨げたならば、WP 23.2に従ってペナルティースローが与えられる。】

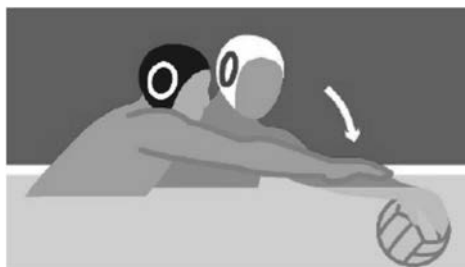


図 3.

- WP 21.7 握り拳でボールを打つこと。この規則は自陣 6 m ライン内のゴールキーパーには適用されない。
- WP 21.8 同時に両手でボールを扱ったり、触れたりすること。この規則は自陣 6 m ライン内のゴールキーパーには適用されない。
- WP 21.9 ボールを保持していない相手競技者を押すあるいは押し離れること。

【注：プッシングは手（図4）あるいは足（図5）で行われることを含み、様々な形で行われる。図で示されたような場合、罰則はオーディナリーファウルとしてフリースローが与

えられる。しかし、レフリーは、足で押すことと、エクスクルージョンファウルやブルータリティになるキッキングの違いを注意しなければならない。動作が始まる時、既に相手競技者に足が接触しているなら、これは通常のプッシングである。しかし、相手競技者に接触する前にその動作が始まったなら、それはキッキングとして見做される。】



図 4.



図 5.

WP 21.10 ボールの位置より後方にいる場合を除き、相手側ゴールラインから 2 m 内に入ること。競技者がボールを持って 2 m ライン内に入り、ボールの位置より後方にいる味方競技者にパスをし、その競技者が直ちにシュートした場合、最初の競技者が 2 m ライン内より出ることができなくても反則とはならない。

WP 21.11 ペナルティースローを規定された方法に反して行うこと。
【注：ペナルティースローの方法に関しては WP 24.4 を参照。】

WP 21.12 フリースロー、ゴールスロー、あるいはコーナースローを不当に遅らせること。

【注：WP 17.2 の注を参照。】

WP 21.13 競技者が最後に触れたボールが、サイドラインを越えてフィールド外に出ること（サイドライン上にある、水面よ

りも高い位置の壁に当たって跳ね返ることも含む)。但し、防御側競技者がシュートをブロックしてサイドラインを越えた場合を除く。この場合、防御側チームにフリースローが与えられる。

WP21.14 一方のチームが相手ゴールにシュートすることなしに

(i) 正味競技時間 30 秒以上あるいは (ii) エクスクルージョン、コーナースロー、またはペナルティースロー時を含めたシュートの攻撃側へのリバウンドの場合は 20 秒以上ボールを保有し続けること。

保有時間を計測しているタイムキーパーは以下の時、ボール保有時間計（以下、ショットクロックと記載）をリセットする。

- (a) ゴールに向かってシュートする競技者の手からボールが離れた時。ボールがゴールポスト、クロスバー、あるいはゴールキーパーに当たってフィールドに跳ね返ったら、保有時間はどちらかのチームがボールを保有するまでは計測を始めないこと。攻撃側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 20 秒にリセットされる。防御側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 30 秒にリセットされる。
- (b) 防御側チームがボールを保有した場合、ショットクロックは 30 秒にリセットされる。「保有する」には、相手競技者が空中にあるボールに単に触れることは含まれない。
- (c) 防御側競技者へのエクスクルージョンファウル判定後、ボールをインプレーした時、ショットクロックは 20 秒にリセットされる。但し、判定時に残り時間が 20 秒以上ある場合、ショットクロックはリセットされずにそのまま継続される。

(d) ペナルティースロー後に攻撃権の移行がなかった場合あるいはコーナースローの場合、ショットクロックは20秒にリセットされる。

(e) ペナルティースロー後に攻撃権の移行があった場合、ゴールスロー、あるいはニュートラルスローの場合、ショットクロックは30秒にリセットされる。

ボール保有の残り時間を表示する為に減算式の時計を常に見えるように設置する。

【注：タイムキーパーとレフリーは、ゴールにシュートしたか否かの判断をしなければならない。しかし、最終的な判断はレフリーに委ねられる。】

WP 21.15 時間を空費すること。

【注：該当する保有時間が経過する前であっても、レフリーはこの規則に基づき、いつでも、オーディナリーファウルを判定することができる。もし、自陣内に競技者が1名だけいて、相手陣内にいる別の味方競技者よりボールを受けた場合は、意図的な時間の空費とみなすことができる。特に残り1分間において、この規則を適用する際に、レフリーは意図的な時間の空費であるかどうかを確信した上で判定しなければならない。】

WP21.16 ファウルをされているというシミュレーション行為をすること。

【注：シミュレーションとは、相手競技者のファウルを不当にレフリーに判定させようとする明らかな意図に基づく行為である。レフリーは繰り返しのシミュレーションに対して、当該チームにイエローカードを提示することができる。又、反則を犯した競技者に対しては WP 22.13 (執拗なファウル)に基づいて判定をすることができる。】

WP 22 エクスクルージョンファウル

WP 22.1 以下の反則（WP 22.4～WP 22.18）のいずれかを犯すことはエクスクルージョンファウルであり、（規則に別途規定されていない限り）罰則として相手チームにフリースローが与えられ、反則を犯した競技者は退水となる。

WP 22.2 退水者は離水せずに自陣ゴールラインの退水時再入水エリアに行くこと。離水した競技者（交代者の入水後に離水した場合は除く）は、WP 22.13（不行跡）の反則を犯したと見做される。

【注：退水者（規則に則り残りの競技時間中退水（以下、ゲームエクスクルージョン）となった競技者を含む）は、離水せずに、競技を妨害することなく自陣ゴールラインの退水時再入水エリアへ行くこと（水中を潜って泳いでも構わない）。競技者はフィールドのどこからでも出て入水エリアまで泳いで行くことができる。但し、この時にゴールの位置に影響を及ぼしてはならない。

退水者（あるいは交代者）が規則に従って入水を許可される為には、退水を指示された競技者が退水時再入水エリアに入った後、視認できるように水面に浮上すること。しかし、退水者は一旦浮上すれば、交代者が入ってくるまでその場に留まる必要はない。】

WP 22.3 退水者あるいは交代者は、次に挙げる内で一番早く起きた事項の後、自陣ゴールラインの退水時再入水エリアからフィールド内に入ることができる。

- (a) 正味競技時間 20 秒経過後、セクレタリーが適切な旗を上げた時。但し、その競技者は規則に則り退水時再入水エリアに戻っていること。
- (b) 得点がなされた時。

- (c) 退水競技者のチームがインプレー中にボールの保有権を再獲得し（即ち、ボールをコントロールし）、防御側レフリーが入水を合図した時。
- (d) 退水者のチームにフリースローもしくはゴールスローが与えられた時、レフリーのその反則判定の合図が入水の合図となる。但し、その競技者は規則に則り退水時再入水エリアに戻っていること。

退水者あるいは交代者は、自陣ゴールラインの退水時再入水エリアからフィールド内に入ることができる。但し、

- (a) セクレタリーまたはレフリーから合図を受けていること。
- (b) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりしないこと。
- (c) ゴールの位置に影響を与えないこと。
- (d) 退水者が自陣ゴールラインの退水時再入水エリアに戻るまで（但し、ピリオド間、得点后、タイムアウト中は除く）、交代者は入水できない。
- (e) 得点后、退水者または交代者は、どこからでもフィールドに入れる。

上記規定は、競技者が3つ目のパーソナルファウルを判定されたり、規則に則りゲームエクスクルージョンとなった時の交代者の入水にも適用される。

【注：退水者が自陣ゴールラインの退水時再入水エリアに戻らない内は、レフリーは交代者に対して入水の合図を出してはならない。また、セクレタリーは20秒の退水時間が経過した合図を出してはならない。これは、ゲームエクスクルージョンとなった競技者に代わる交代者にも適用される。退水者が自陣退水時再入水エリアに戻らない場合、交代者は得点

後、ピリオド終了後、またはタイムアウト中でなければ入水できない。

退水者あるいは交代者に入水の合図を出すのは、本来、防御側レフリーの責務である。しかし、攻撃側レフリーも合図を出しても構わない。そして、どちらのレフリーの合図も有効である。レフリーが不正入水ではないかと思ったり、ゴールジャッジが不正入水を合図した場合、もう一方のレフリーが入水の合図を出していなかったかをまず確かめること。

防御側レフリーは、退水者あるいは交代者に入水の合図をする前に、攻撃側レフリーが相手チームのボールとなるような笛を吹くといけないので、合図するのを少し待つべきである。ボールの保有権の移行は、単にピリオドの終了だけでは起こらない。退水者あるいは交代者は、次のピリオドの開始において自チームがセンターボールを獲得すれば入水できる。ピリオド終了が合図された時に競技者が退水しているならば、レフリーとセクレタリーは競技再開を合図する前に競技者の数が正しいかどうかを確認すること。】

WP 22.4 事故、怪我、病気、もしくはレフリーの許可があった場合を除き、競技に競技者が離水したり、プールの昇降段に座ったり立ったりすること。

WP 22.5 フリースロー、ゴールスロー、コーナースローに対して次のような妨害をすること。

- (a) 競技の正当な進行を妨げる為に、ボールを意図的に弾き飛ばしたり、ボールを離そうとしないこと。
- (b) スローを行う者の手からボールが離れる前にボールにプレーを試みること。

【注：競技者が水中にいて、結果として笛の音が聞こえなかった場合、この規則の罰則対象とはならない。レフリーは、こ

の競技者の行為が意図的であったかどうかを見極めねばならない。

スローする競技者にボールが届くのを邪魔したり遅らせたりすることは、間接的にスローの妨害となる。スローの方向をブロックしたり（図6）、スローする競技者の正当な動きを妨害したり（図7）、WP 20.2に規定されるファウルを犯したりすることも、スローの妨害である。ペナルティースローの妨害に関しては、WP 22.17を参照。】



図 6.



図 7.

WP 22.6 6 m ライン外でパスまたはシュートに対して両手でブロックを試みること。

WP 22.7 故意に相手競技者の顔に水を跳ねかけること。

【注：スプラッシングは不当な戦術としてしばしば使われるが、両競技者が互いに正対している（図8）といった明らかな場面の時のみ罰せられていることが多い。しかし、少し判りにくいのが、シュートやパスをしようとしている相手競技者の視界を妨げようと、故意にではないと見せかけて、腕で水しぶきのカーテンを作ることがある。

故意に相手競技者に水を跳ねかけた場合の罰則は WP 22.7 に則りエクスクルージョンであり、相手が6 m ライン内においてシュートをしようとしているならば WP 23.2 に則りペナルティー

である。ペナルティーを判定するかエクスクルージョンを判定するかは、単に攻撃側競技者の位置と動作によって決まる。反則競技者が6mラインの内側にいるか外側にいるかは判定基準にならない。】



図 8.

WP 22.8 相手競技者の肩、背、あるいは脚の上を泳ぐことを含め、ボールを保持していない相手競技者の自由な動きを妨げる、あるいは妨害すること。「ボールを保持する」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることであり、ボールをドリブルすることは含まれない。

【注：このルールは、攻撃側チームの優先性を保つ際にも適用することができる。カウンターアタックの進行中に、それを妨げるファウルが犯されたなら、その競技者は退水を命じられる。レフリーはまず初めに、相手競技者がボールを保持しているかどうかを見極めなければならない。何故なら、相手競技者がボールを保持していれば、競技者のアタックは「妨害」の反則にはあたらない。競技者が水面より上にボールを持ち上げて保持していれば（図9）、ボールを保持していることは明らかである。また、競技者がボールを手を持って泳いでいる時も、水面上にあるボールに触れている時も（図10）、ボールを保持していると見做される。図11のように、

ボールと共に泳いでいる（ドリブル）ことは、保持と見做されない。



図 9.



図 10.



図 11.

妨害のよくある形として、競技者が相手競技者の脚の上を泳いで横切り（図 12）、その結果として相手の泳ぐ速度を落とさせたり、通常の脚の動きを妨害したりすることが挙げられる。また、別の形として、相手競技者の肩の上を泳ぐことがある。妨害の反則は、ボールを保持している競技者が犯すこともあるということを知っていてはならない。例えば、図 13 は、競技者がボールを片手に持って、自分のプレーする余地を更に得ようとして相手競技者を押しつけようとする行為である。図 14 は、ボールを保持している競技者が頭で相手競技者を押しつける行為である。

図13、図14は注意しなければならない。何故なら、ボールを保持している競技者の乱暴な動作は、殴打あるいはブルータリティに値する可能性があるからである。図13、図14は乱暴な動作なしの妨害を図解している。競技者はまた、ボールを保持あるいは触れていない時でも妨害の反則を犯すことがある。図15は、競技者が故意に身体や腕を延ばし広げて相手競技者をブロックしてボールに接近させないようにする行為である。この反則はフィールドの端付近でしばしば犯される。】

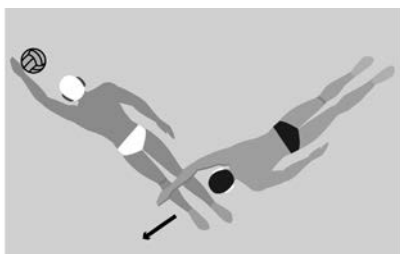


図 12.

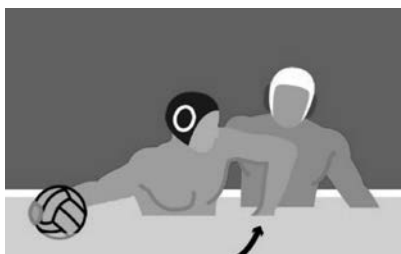


図 13.



図 14.



図 15.

WP 22.9 ボールを保持していない相手競技者を捕らえ、沈め、引き戻すこと。「ボールを保持している」とは、ボールを持ち上げ、持ち運び、あるいは触れることである。ボールをドリブルすることはボールを保持することに含まれない。

【注：この規則が正しく適用されることは、競技の外見的な

進行のみならず、正しく公正な結果を得る為にも大変重要である。規則の記述は明白、明瞭であり、ただ一通りにしか解釈できない。ボールを保持していない相手競技者を捕らえ（図16）、沈め（図17）、引き戻す（図18）ことは、エクスクルージョンファウルである。レフリーが本規則に独自の解釈を加えることなく、限度を超えた乱暴なプレーをなくすよう、正しくこの規則を適用することが必要不可欠である。加えて、それがなければ恐らく得点となったと思われるような、6mライン内におけるWP 22.9に抵触する反則に対する罰則はペナルティースローであることを認識しておかねばならない。】

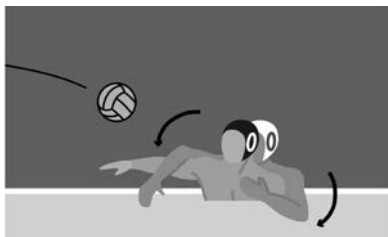


図 16.



図 17.

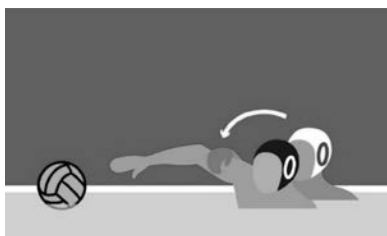


図 18.

WP 22.10 フィールドのいかなる場所においても、両手を使用してボールを保持していない相手競技者を捕えること。

WP 22.11 攻防の転換後、防御側競技者が攻撃側競技者に対して相手陣内でファウルを犯すこと。

【注：このルールは攻撃権を失ったチームが、新たな攻撃側の競技者がハーフラインを越える前に動きを制限しようと試みた場合に適用される。】

WP 22.12 故意に相手競技者を蹴りあるいは殴ること、またはそのような意図を持って不適当な動作をすること。

【注：蹴ったり殴ったりする反則は様々な形で発生する。ボールを保持した競技者によって犯されることもあるし、相手競技者によって犯されることもある。ボールを保持しているかどうかは判定基準にならない。重要なことは、実際に相手競技者に当たらなくとも、反則競技者の行為そのものである（蹴ったり殴ったりする意図を持って不適切な動作をすることも含む）。

最も危険な殴る行為は、肘を後ろに突き出すもので（図19）、相手に重大な怪我を負わせる恐れがある。同様に、ぴったりと後ろにいる相手競技者の顔に、故意に頭をぶつけることも大怪我を負わせる恐れがある。このような状況下では、レフリーはWP 22.12よりもWP 22.14（ブルータリティ）の反則を適用することも許される。】



図 19.

WP 22.13 不行跡を犯すこと。不行跡とは、容認できない言葉遣い、けんか腰または執拗な反則行為、レフリーやオフィシャルに対する不服従や無礼な態度、または競技を貶める可能性のある、ルールの精神に反する行為などを指す。反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、WP 22.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。尚、反則競技者は競技場から退場しなければならない。

【注：競技者がピリオド間のインターバル中、タイムアウト中、得点後にこの規則に抵触する行為をした場合、競技者はゲームエクスクルージョンとなる。上記時間はインターバル時間中と見做される為、交代者は競技再開前に直ちに入水できる。競技は通常の方法で再開される。】

WP 22.14 相手競技者またはオフィシャルに対し、競技中、プレー中断中、タイムアウト中、得点後、ピリオド間のインターバル中にブルータリティ行為（乱暴なプレーをすること、悪意をもって相手を殴る、蹴る、あるいは殴ろう、蹴ろうとすることを含む）を行うこと。

競技中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場し、相手チームにペナルティースローが与えられる。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められる。

プレー中断中、タイムアウト中、得点後、ピリオド間のインターバル中に起きた場合、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、競技場から退場しなければならない。ペナルティースローは与えられない。正味競技時間4分経過後、交代者の入水が認められ、競技は通常の方法で再開される。

レフリーが両チームの競技者に対して同時にブルータリ
ティまたは乱暴な行為に対して反則判定を下した場合、両
競技者はゲームエクスクルージョンとなり、正味競技時間
4分経過後経過後、交代者の入水が認められる。ボールを
保有していたチームからペナルティースローを行い、次に
相手チームがペナルティースローを行う。2つ目のペナル
ティースローの後、ハーフライン上もしくはそれより後方
で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技
が再開される。

WP 22.15 競技中に両チームの競技者が同時に退水判定を受けた場
合、両競技者は 20 秒間の退水となる。ショットクロック
はリセットされず、ボールを保有していたチームのフリース
ローから競技が再開される。両退水判定時にどちらの
チームもボールを保有していなかった場合、ショットク
ロックは 30 秒にリセットされ、競技はニュートラルスロー
から再開される。

【注：この規則に則り退水となった両競技者は、WP 22.3 に記
載された事項の内、最も早く起きたものの後に、または次の
ボールの保有権の移行時に入水できる。

この規則の下で退水となった両競技者の入水が可能になった
時、防御側レフリーはその競技者の準備が整い次第、入水の
合図を出してよい。但し、両競技者の準備が整うまでレフ
リーは待つ必要はない。】

WP 22.16 退水者あるいは交代者の入水が不適切な方法で行われた
時。不適切な入水方法とは：

- (a) セクレタリーもしくはレフリーの合図を受けずに入水する
こと。
- (b) 規則に規定された即時交代を除き、自陣退水時再入水エリ

ア以外の場所から入水すること。

- (c) プールサイドから飛び込んだり、フィールドの壁から押し出たりすること。
- (d) ゴールの位置に影響を与えること。
- (e) 交代者が WP 5.6 に規定されているフライングサブスティテューションの方法に従わず入水すること。

この反則が、ボールを保有していないチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにペナルティースローが与えられる。この競技者にはパーソナルファウルが1つ追加されるだけで、記録上はエクスクルージョンペナルティー (EP) となる。

この反則が、ボールを保有しているチームの競技者によって犯された場合、反則競技者は退水となり、相手チームにフリースローが与えられる。

WP 22.17 ペナルティースローを妨害すること。反則競技者は交代ありのゲームエクスクルージョンとなり、WP22.3 に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。尚、ペナルティースローは維持されるか、適宜やり直しとなる。

【注：ペナルティースロー妨害の典型的な例は、スローの直前にスローを行う競技者を蹴ることである。レフリースローはそのような妨害をなくす為に、全ての競技者がスローをする競技者より少なくとも2m離れていることを確認する必要がある。また、レフリースローは、防御側チームが先にポジション取りをする権利を与えなくてはならない。】

WP 22.18 ペナルティースローを行う際、防御側ゴールキーパーがゴールライン上に正しく位置するようレフリースローに一度命ぜられてもそのようにしないこと。他の防御側競技者がゴー

ルキーパーに代わってゴールを守ることができるが、ゴールキーパーの特権と制限は与えられない。

WP 22.19 競技者が退水させられた時、退水時間の計測は、フリースローのボールが競技者の手より離れた時、またはニュートラルスローにおいて競技者がボールに触れた時、直ちに開始される。

WP 22.20 退水を命ぜられた競技者がゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害した場合、相手チームにペナルティースローが与えられる。また、その競技者にはもう一つのパーソナルファウルが記録される。退水を命ぜられた競技者が速やかに退水しようとしめない場合、レフリーはこの規則による故意の妨害と見做すことができる。

WP 23 ペナルティーフアウル

WP 23.1 以下の反則（WP 23.4～WP 23.8）のいずれかを犯すことはペナルティーフアウルであり、罰則として相手チームにペナルティースローが与えられる。

WP 23.2 6 m ライン内において、それがなければ恐らく得点となると思われるような反則を防御側競技者が犯した時。

【注：恐らく得点となるものを阻止する反則として以下のものも挙げられる。

- (a) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がゴールを引き下げる、あるいは移動すること（図 20）。
- (b) 防御側競技者が両手でシュートまたはパスのブロックを試みること（図 21）。
- (c) 防御側競技者が握り拳でボールにプレーすること（図 22）。
- (d) ゴールキーパーまたは他の防御側競技者がタックルされた時、ボールを水中に沈めること。

上記の反則またはホールディング、引き戻し、妨害などの反則に対し、通常はフリースロー（必要とあらば退水）が与えられるが、防御側競技者が6mライン内においてその反則を犯し、それがなければ恐らく得点となると思われる場合には、ペナルティーファウルになることを認識しておくことが重要である。】

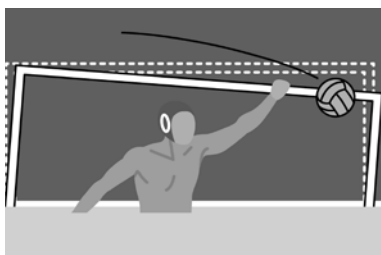


図 20.

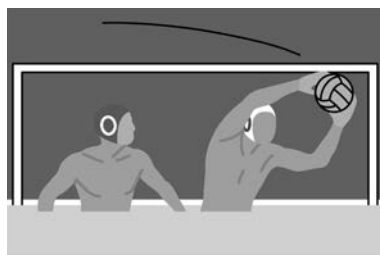


図 21.

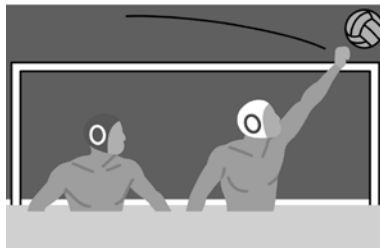


図 22.

WP 23.3 防御側競技者が、6mライン内において、相手競技者を蹴ったり、殴ったり、あるいはブルータリティ行為を犯すこと。ブルータリティの場合、ペナルティスローを与えることに加え、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、交代者は正味競技時間4分経過後に入水できる。反則競技者がゴールキーパーの場合、WP 5.6に則り控えの

ゴールキーパーが他のフィールドプレーヤーと交代して参加することができる。

WP 23.4 退水を命ぜられた競技者が、ゴールの位置に影響を及ぼすことも含め、故意に競技を妨害すること。

WP 23.5 ゴールキーパーあるいは他の防御側競技者が得点を妨げる目的でゴールを完全にひっくり返すこと。反則競技者はゲームエクスクルージョンとなり、WP 22.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。

WP 23.6 規則の下で競技に参加することを認められていない競技者あるいは交代者が入水すること。加えて、反則競技者はゲームエクスクルージョンとなる。WP 22.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。

WP 23.7 ボールを保有していないチームの監督またはチームオフィシャルがタイムアウトを請求すること。但し、この反則にはパーソナルファウルは記録されない。

WP 23.8 チームの監督、チームオフィシャル、選手が得点を妨げる行為あるいは試合を遅延させる行為をすること。但し、この反則には監督・チームオフィシャルに対してパーソナルファウルは記録されない。

WP 23.9 攻撃側競技者が6 m 線内でゴールと正対してシュートモーションに入っている時、ゴールキーパーを含む防御側競技者が後方から妨害すること（但し、防御側競技者がボールのみに対して接触している場合は除く）。また、防御側競技者の行為が攻撃側競技者のシュートする行為を妨害した場合もペナルティーファウルが判定される。

【注：WP 23.2に規定されているように、攻撃側競技者が得点できなかった場合、ペナルティーファウル判定をしなければならない。】

WP 23.10 競技残り 1 分内にペナルティースローがチームに与えられた場合、その監督はボールの保有権を選択することも可能で、その場合はフリースローが与えられる。タイムキーパーはショットクロックを 30 秒にリセットすること。
【注：この規則に則りボールの保有権を選択する場合、監督は速やかにその意思表示を明確に合図しなければならない。】

WP 24 ペナルティースロー

WP 24.1 ペナルティースローは、相手 5 m ライン上の任意の地点から、与えられたチームのどの競技者が行ってもよい。

WP 24.2 全ての競技者は 5 m ライン外に出ること。そして、ペナルティースローを行う競技者より少なくとも 2 m 離れること。スローを行う競技者の両側には、相手チームの競技者が 1 人ずつ先にポジション取りする権利がある。防衛側ゴールキーパーは、水面上で身体のどの部分もゴールラインを越えないようにゴールポスト間に位置すること。ゴールキーパーが離水あるいは退水している場合、他の競技者がゴールを守ることができるが、ゴールキーパーの特権も制限も与えられない。

WP 24.3 ペナルティースローを管理するレフリーは、競技者が正しい位置に着いたこと確認した後、笛による合図と同時に垂直に上げた腕を水平に下ろす。

【注：笛による合図と同時に腕を下ろすことにより、観客が騒がしい時など、如何なる状況下でも規則に則ったスローを行うことが可能になる。腕が上がっている時、スローを行う競技者は集中する。何故なら、直後に合図があることを予測できるからである。】

WP 24.4 ペナルティースローを行う競技者はボールを持ち、合図

後、直ちに連続動作でゴールに向かって直接スローすること。競技者は水面上よりボールを持ち上げてスローすること（図 23）、または上げた手にボールを持ってスローすること（図 24）ができる。そして、ボールがスローする者の手を離れる前に、連続動作が途切れなければ、スローに備えてゴールと反対方向にボールを引くことは許される。

【注：この規則は、競技者がゴールに向かって後ろ向きに構え、身体を1回転あるいは半回転させてスローを行うことを妨げない。】



図 23.



図 24.

WP 24.5 ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、インプレーのままである。そして、得点が成立する為に他の競技者がボールにプレーしたり触れたりする必要はない。

WP 24.6 レフリーがペナルティスローを与えるのと同時に、タイムキーパーのピリオド終了の合図があった場合、ペナルティスローが行われる前にスローを行う競技者と防御側ゴールキーパーを除き、全ての競技者は離水すること。この状況下では、ボールがゴールポスト、クロスバー、またはゴールキーパーに当たって跳ね返った場合、その瞬間終了となる。

WP 25 パーソナルファウル

WP 25.1 パーソナルファウルは、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルを犯した競技者に記録される。レフリーは反則競技者の帽子番号をセクレタリーに示すこと。

WP 25.2 3つ目のパーソナルファウルを判定された競技者はゲームエクスクルージョンとなり、WP 22.3に記載された事項の内、最も早く起きたものの後に交代者は入水できる。3つ目のパーソナルファウルがペナルティーファウルなら、交代者の入水は直ちに行われる。

WP 26 事故、怪我、病気

WP 26.1 競技者は事故、怪我、病気、もしくはレフリーの許可がある場合にのみ、競技中に離水したり、プールのステップ及びサイドに座ったり立ったりすることが許される。規則に従って離水した競技者は、適切な中断時にレフリーの許可を得てから自陣ゴールラインの退水時再入水エリアから入水できる。

WP 26.2 競技者が出血した場合、レフリーは直ちにその競技者を水中から出るよう命じ、交代者を直ちに入水させ、そして、競技は中断することなく続行される。出血が止まった後に、その競技者は競技の通常の行為として交代者となることが許される。

WP 26.3 出血以外の事故、怪我、病気が起こった場合、レフリーはその判断により、3分間を超えずに競技を停止することができる。その場合、レフリーはタイムキーパーにいつ競技停止時間が起算されるかを指示すること。

WP 26.4 事故、怪我、病気、出血、またはその他予知できない理由

により競技が中断した場合、競技再開は中断時にボールを保有していたチームが、中断された場所でボールをインプレーにすること。

WP 26.5 WP 26.2（出血）の状況を除き、交代者が入水したなら、その競技者は再び競技に参加することはできない。

エイジグループ規則：水球競技

WPAG 1 全てのグループにおける競技者の出場資格は、競技会開催年の12月31日深夜12時の時点における年齢で、1月1日から12月31日までの1年間とする。

WPAG 2 水球競技の男女エイジグループは以下の通り：

- ・15、16歳以下（カデット）
- ・17、18歳以下（ユース）
- ・19、20歳以下（ジュニア）

カデット、ユース、ジュニア世界選手権の年齢区分は各々16歳以下、18歳以下、20歳以下である。

付則A

2人制レフリーの手引き

1. レフリーは試合を完全に統括し、反則や罰則を宣告する権限を等しく有する。レフリー同士の判定の違いは、抗議やアピールの根拠とはならない。
2. レフリーを任命する委員会あるいは統括組織は、各々のレフリーがフィールドのどちら側を担当するかを決める。レフリーはチームがエンドを交替しないピリオド開始前にサイドを交替する。
3. 試合開始時及び各ピリオド開始時に、レフリーは各々の6mライン上に立つ。開始の合図はオフィシャル席と同じ側のレフリーが行う。
4. 得点後の再開の合図は、得点になされた時、攻撃側を担当していたレフリーが行う。再開の前に競技者の交代があれば、レフリーはそれが完了したかどうかを確認する。
5. 各々のレフリーは、フィールドのどの場所の反則も判定することができる。しかし、各々のレフリーは、右手側のゴールを攻めている攻撃側の状況を主に担当する。攻撃側の状況をコントロールしていないレフリー（防御側レフリー）は、相手ゴールを攻めている攻撃側チームの最後尾にいる競技者よりも前に位置取りしないこと。
6. フリースロー、ゴールスロー、またはコーナースローを与える時、レフリーは笛を吹いて判定し、両レフリーは攻撃の方向を示す。そして、それはプールのどの位置にいる競技者からもスローが与えられたチームがどちらなのか、直ちに分かるようでないといけない。レフリーは付則Bに示された合図を用い、反則の種類を示す。
7. 競技者がスポーツマンシップに反する行為を執拗に繰り返して

いる、あるいはシミュレーション行為を行っているとしてレフリーが判断した場合、その反則競技者のチームに対してイエローカードを提示し、反則競技者を指差す。これらの行為が継続されるようであれば、不行跡と見做し、フィールドとオフィシャル席から見えるように、その競技者に対してレッドカードを提示する。その後、レフリーはオフィシャル席に対して退水者の帽子番号を提示する。

8. ペナルティースローの合図は攻撃側レフリーが行う。但し、左手でスローを行う競技者は、防御側レフリーにスローの合図を要求することができる。
9. 同じチームに対して両レフリーが同時にフリースローを与えた場合、攻撃側レフリーによってフリースローを与えられた競技者がスローを行う。
10. 両チームに対して同時にフリースローが与えられた場合、ニュートラルスローとなる。スローは攻撃側レフリーが行う。
11. 両レフリーが同時に、一方のチームにオーディナリーファウル、もう一方のチームにエクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルを与えた場合、エクスクルージョンファウルあるいはペナルティーファウルが適用される。
12. 両チームの競技者が競技中に同時にエクスクルージョンファウルを犯した場合、レフリーはボールを取り上げ、両チームとオフィシャル席にどの競技者が退水となったかを明示する。ショットクロックはリセットされず、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。両退水判定の際、どちらのチームもボールを保有していなかった場合、ショットクロックは30秒にリセットされ、競技はニュートラルスローから再開される。

13. 両チームに同時にペナルティーファウルが判定された場合、最後にボールを保有していたチームからペナルティースローを行う。2つ目のペナルティースローが行われた後、ハーフライン上もしくはそれより後方で、ボールを保有していたチームのフリースローから競技が再開される。ショットクロックは30秒にリセットされる。

付則B

オフィシャルが使用する合図

- 図 A (i) 各ピリオドの開始、(ii) 得点後の再開、(iii) ペナルティースローの合図：片腕を垂直位置から水平位置に下ろす。
- 図 B フリースロー、コーナースロー、ゴールスローの合図：攻撃方向に片腕を差し出し、もう片方の腕はボールをインプレーにする場所を指示する。
- 図 C ニュートラルスローの合図：スローの場所を指示し、両手の親指を立てて、ボールを取り上げる。
- 図 D 退水の合図：反則を犯した競技者を指し、速やかにフィールドのバウンダリーラインの方向に腕を動かす。そして退水者の帽子番号をフィールドとオフィシャル席に見えるように合図する。
- 図 E 両退水の合図：両競技者を両手で指し、図 D に従って退水を指示し、直ちに両者の帽子番号を合図する。
- 図 F 不行跡によるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D（必要とあらば図 E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両前腕部を交互に回転させる。その後、レフリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図 G ブルータリティによるゲームエクスクルージョンの合図：当該競技者に対してレッドカードを提示後、図 D（必要あらば図 E）に従って退水を指示し、フィールドと本部席から見えるように両腕を交差させる。その後、レフリーは本部席に対して退水競技者の帽子番号を合図する。
- 図 H ペナルティーファウルの合図：5本の指を立てて腕を高く上

げる。そして、反則競技者の帽子番号をオフィシャル席に合図する。

- 図 I 得点の合図：笛を吹き、直ちにプールの中央部を指す。
- 図 J 相手競技者を捕らえたことによる退水の合図：片方の手でもう片方の手首を掴む。
- 図 K 相手競技者を沈めたことによる退水の合図：水平位置から両手を下方向に動かす。
- 図 L 相手競技者を引き戻したことによる退水の合図：両手を垂直に伸ばして、体の方向に引き付ける。
- 図 M 相手競技者を蹴ったことによる退水の合図：蹴る動作をする。
- 図 N 相手競技者を殴ったことによる退水の合図：握り拳を作って、水平位置から殴る動作をする。
- 図 O 相手競技者を押ししたり、押し離れたりしたことによるオーディナリーファウルの合図：体に近いところから水平方向に腕を押し出す動作をする。
- 図 P 相手競技者を妨害したことによる退水の合図：片方の手にもう片方の手を水平に交差させる。
- 図 Q ボールを水中に沈めたことによるオーディナリーファウルの合図：水平位置から片手を下方向に動かす。
- 図 R プールの底に足をついたことによるオーディナリーファウルの合図：片足を上げ、下方向に動かす。
- 図 S フリースロー、ゴールスロー、コーナースローを不当に遅らせたことによるオーディナリーファウルの合図：手の平を上にして、1、2度上げる動作をする。
- 図 T オフサイドの合図：人差し指と中指で「2」を作り、腕を垂直に伸ばす。
- 図 U 保有時間超過によるオーディナリーファウルの合図：片方の腕で円を描く動作を2、3回行う。

- 図 V 6 m 線外からの直接シュートが可能な合図：片腕を垂直に上げる。
- 図 W ゴールジャッジによるピリオド開始準備完了の合図：片腕を垂直に上げる。
- 図 X ゴールジャッジによる不正スタート、退水者または交代者の不正入水の合図：両手を垂直に上げる。
- 図 Y ゴールジャッジによるゴールスロー、コーナースローの合図：片手で水平方向に攻撃方向を指し示す。
- 図 Z ゴールジャッジによる得点の合図：両腕を上げて交差させる。
- 図 AA 競技者の帽子番号の合図：競技者とセクレタリーに競技者の帽子番号を判りやすく伝達させるためにレフリーは5を超える数字を合図する場合、両手を使うのが望ましい。片手で5を示し、競技者の帽子番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。10は握り拳で合図する。10を超える場合、片手で握り拳を出し、競技者の番号に合わせて、もう一方の手で残りの数を示す。



图 A.



图 B.



图 C.



图 D.



图 E.



图 F.



图 G.



图 H.



图 I.



图 J.

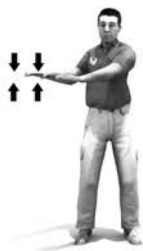


图 K.



图 L.



图 M.



图 N.



图 O.



图 P.



图 Q.



图 R.



图 S.



图 T.



图 U.



图 V.



图 W.



图 X.



图 Y.



图 Z.



1



2



3



4



5



10

图 AA.

付則C

水球競技における懲戒規定

序 文 以下は水球競技におけるフェアプレー、倫理的・道義的な行動、及び一般的な規律に関する基本規則である。

本規則には水球競技会に参加、あるいは居合わせる全てのチーム、水泳連盟関係者、加盟団体水球関係者、競技者、チーム代表者及びチームオフィシャル、サポーター、観衆、更には関連オフィシャルあるいは他のあらゆる人物が関与した出来事に関する方策が記載されている。

本規則は2006年4月1日より有効となっている。

本規則の目的は水球競技が障害なく公正に運営される事を担保し、水球競技のイメージが傷つき、あるいは悪評が立つ行為に対して制裁を賦課する事である。

第1条 競技規則への付則及び補足

1.1 本規則は水球競技規則及び行動規範を補足するものである。

第2条 オフィシャルによる違反行為

2.1 全ての水球試合に於いてデレゲート、レフリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者等に任命された者による違反行為に対する制裁は当該大会の次試合以降に於ける出場停止であり、当該大会を統括する機関もしくは、大会役員に報告され、追加制裁が検討される。

2.2 全ての水球試合に於いてデレゲート、レフリー、ゴールジャッジ、テーブルオフィシャルとして大会主催者等に任命された者が本規則あるいは行動規範に抵触し、それが不正行為あるいは不公正行為であれば、当該者は最大で終身資格停止となる。

第3条 オフィシャルに対する違反行為

- 3.1 競技者あるいはチームオフィシャルによる違反行為の制裁は最低1試合、最高1年間の全ての大会への出場を停止する。
- 3.2 違反行為が重傷を伴ったり、凶器を用いたり暴力行為であったり、その他全ての人体に対する暴力を含む場合、最低1年間、最高で終身、大会への出場を停止する。
- 3.3 違反行為が3.2項に記載される違反行為の未遂行為である場合、出場停止処分は最低で3試合、最高で1年間とする。3.2に記載されている違反行為を試みた場合、最低3試合の出場停止から最高1年間の全試合出場停止処分となる。
- 3.4 3.1、3.2、または3.3に記載された違反行為は、競技開始30分前から競技終了30分後までに行われたものが対象となる。
- 3.5 3.1、3.2、または3.3に記載された違反行為が選手またはチームオフィシャル以外の者によって行われた場合、最低警告ないし退場から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 3.6 第3条に記載されている違反行為に対する最低処分は、当該者の2回目以降の違反行為に応じて延長することができる。

第4条 選手またはチームオフィシャルに対する違反行為

- 4.1 ブルータリティーあるいはFINA規則WP 21-23に網羅されていない違反行為を、選手が他の選手またはチーム・オフィシャルに対して行った場合、最低1試合の出場停止から最高1年間の全試合出場停止処分となる。
- 4.2 ブルータリティーあるいは過剰に乱暴な行為が発生した場合、当該大会を統括する機関は試合後に公式映像を検証し、その行為に対する制裁を科す権利を有する。これは試

合中にレフリーがブルータリティーあるいは過剰に乱暴な行為を判定しなかったとしても行使される。

- 4.3 チームオフィシャルが他の選手またはチームオフィシャルに対して行った場合、最低1試合の出場停止から最高終身全試合出場停止処分となる。
- 4.4 上記以外の者が選手またはチームオフィシャルに対して行った場合、最低退場から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 4.5 第4条に記載されている違反行為に対する最低処分は、当該者の2回目以降の違反行為に応じて延長することができる。

第5条 その他の違反行為

- 5.1 試合中会場内にいるメディア関係者、観客、プール職員、あるいはその他の者に対する選手またはチームオフィシャルによるいかなる違反行為も、最低1年間の全試合出場停止から最高水球競技会場への一定期間（終身含む）入場禁止処分となる。
- 5.2 FINA、いかなる連盟、主催者、統括機関、または個人への、本条項に記載のない口頭・文書による誹謗中傷に対しては、最低6ヶ月から最高終身の資格停止処分となる。
- 5.3 第5条に記載された違反行為に対する最低処分は、当該大会を統括する機関が妥当と認める期間に延長できる。

第6条 チームによる違反行為

- 6.1 同一チームから3名以上（チームオフィシャルを含む）の者が、1試合において第3、4、5条に記載されている違反行為を行った場合、当該試合は失格となり、最低当該大会の次の1試合の出場停止から最高同一団体主催による競技会への1年間の出場停止処分となる。
- 6.2 6.1による出場停止処分の対象試合は、相手が5-0で勝利

とする。

第7条 制裁賦課の手続き

- 7.1 3.1 及び 3.5 に記載される違反行為に対する制裁は試合終了後 24 時間以内に当該大会を統括する機関により科されるものとし、出場停止となった競技者、チームオフィシャル、その他の人物に対して直ちに通知される。
- 7.2 当該大会を統括する機関は直ちに日本水泳連盟、あるいは大会主催者に対して書面で報告する事により、2.1、2.2、3.2、3.3、4.1、4.2、4.3、4.4、5.1、5.2、及び 6.1 の違反行為を行った人物・チームを出場停止にする権利を有する。そして、
- 7.3 2.1、2.2、3.2、3.3、3.5、4.1、4.2、4.3、4.4、5.1、5.2、及び 6.1 の制裁は当該大会を統括する機関、あるいは大会役員により科されるものとする。
- 7.4 チームが科される同一大会に於ける失格及び1試合以上の出場停止処分は、試合終了後 24 時間以内に当該大会を統括する機関によってなされ、同機関は直ちにその旨を当該チームオフィシャル、当該チームが所属する連盟、大会主催者に通知しなければならない。
- 7.5 6.1 に規定されるチームに対する制裁で、1つの大会を超える期間の出場停止処分は、大会主催者によって行われるものとする。
- 7.6 3.1、3.2、3.5、4.1、及び 4.2 に記載されていない違反行為に対する「出場停止」の定義は大会主催者によっても別途特定され得るが、出場停止処分を科されている人物・チームは選手、デレゲート、コーチ、チーム代表、医療スタッフ、大会主催者代表、あるいはその所属団体の代表であるかどうかを問わず、主催大会及びその所属団体が行う如何

なる行事にも参加できない事を意味する。出場停止期間は当該大会を統括する機関が指定する日付から起算される。

- 7.6 競技者あるいはチームオフィシャルが特定の試合に於いて出場停止処分となった場合、ベンチ入りできる競技者及びチームオフィシャルの人数は通常の競技者・チームオフィシャルから出場停止者の人数分を減らしたものとする。但し、チームオフィシャルは最低1人はベンチにいないといけない。

第8条 立証責任

- 8.1 水球競技規則及び本規則に対する違反行為が行われた事を立証する責務はレフリー、マッチオフィシャル、あるいは当該大会を統括する機関が負うものとする。

第9条 考慮すべき事項

- 9.1 制裁を科す際、違反行為の性質、違反行為が起きた状況、違反行為の重大性、行為の特徴、及び本連盟の指針に照らし合わせたその他の考慮すべき点を全て勘案しなければならない。

第10条 控訴

- 10.1 当該大会を統括する機関会によって制裁措置を受けた個人は、処分決定通知を受け取った日付から21日以内にその制裁措置及びその他を含む内容についてその個人が所属する規則に則り大会主催者に控訴できるものとする。

(公財)日本水泳連盟 ジュニア水球競技規則

ジュニア水球競技規則については(公財)日本水泳連盟水球競技規則と原則として同様であるが、以下の条項は次の通り読み替えるものとする。

なお、年齢区分は次の通りとする。

A 区分：12 歳以下男女

B 区分：15 歳以下男子

C 区分：15 歳以下女子

記

第 1 条 フィールド及び用具

WP 1.4 A 区分および C 区分はゴールライン間の距離を 20 m 以上 25 m 以内とする。

第 2 条 ゴール

WP 2.2 A 区分はゴールの内側が 2 m でなければならない。クロスバーの下側は、水面より 70 cm でなければならない。

第 3 条 ボール

WP 3.2 重さは各区分次の通りとする。

A 区分：300 g ～ 320 g

B 区分：400 g ～ 450 g

C 区分：340 g ～ 380 g

WP 3.3 周囲は各区分次の通りとする。

A 区分：58 cm ～ 60 cm

B 区分：65 cm ～ 67 cm

C 区分：61 cm ～ 63 cm

以上

リーグ戦におけるタイブレーク方式

リーグ戦において勝ち点が同点となった場合は以下の通りに順位を決する。

【2チームが並んだ場合】

- ① 直接対戦成績
- ② 対象チーム以外の最高順位チームとの得失点差、次に得点
- ③ 依然として同点の場合は次の順位のチームとの得失点差、次に得点の順で比較する。
- ④ それでも同点の場合は5名の選手によるペナルティシュートにより順位を決定する。ペナルティシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行う。

※勝ち点同点が2組以上ある場合、上位の組から順位を決定する。

※同条件の場合は複数チームで比較する。

(例) A、Bが1位で、C、Dが3位で並んだ場合、AとC、Dの対戦成績、BとC、Dの対戦成績を比較する。

【3チーム以上が並んだ場合】

- ① 当該チーム間の直接対戦成績（勝ち点、次に得失点差、得点の順で比較する）
- ② 対象チーム以外の最高順位チームとの得失点差、次に得点
- ③ 依然として同点の場合は次の順位のチームとの得失点差、得点の順で比較する。
- ④ それでも同点の場合は5名の選手によるペナルティシュートにより順位を決定する。ペナルティシュート戦は、そのラウンドの最終試合または最も適切な機会に行う。

(例) AがBのゴール、Cのゴールにシュートを行う。次にB

が A のゴール、C のゴール、次に C が A のゴール、B のゴールにシュートを行う。(シューターが連続で相手 2 チームにシュートを行う) シュートの順番はトスで決められる。

※勝ち点同点が 2 組以上ある場合、上位の組から順位を決定する。

※同条件の場合は複数チームで比較する。

※対象チームが 2 チームになった時点で【2 チームが並んだ場合】の①に戻り順位を決定する。

(例) 当該チーム間の得失点差が $A=+1$ 、 $B=0$ 、 $C=-1$ の場合、A の 1 位が確定する。B と C は直接対戦成績に戻るため、C が B に勝っている場合は C が 2 位、B が 3 位となる。

水球競技公認審判員規定

(目 的)

第 1 条 この規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下本連盟という）及び加盟団体が主催または主管する競技会に於ける観技投員のうちで特に水球審判員に関する基準を定めることにより、競技会の正しい運営と審判の公正を図り、合わせて審判員の資質向上を計ると共に、水球競技の普及と発展に資することを目的とする。

(公認審判員の種別)

第 2 条 水球競技公認審判員（以下公認審判員という）の種別は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国内水球競技公認審判員

- イ. 上級公認審判員（以下上級審判員という）
- ロ. 1 級公認審判員（以下 1 級審判員という）
- ハ. 2 級公認審判員（以下 2 級審判員という）
- ニ. 3 級公認審判員（以下 3 級審判員という）
- ホ. 4 級公認審判員（以下 4 級審判員という）

2. 国際水球競技公認審判員

- イ. FINA 公認審判員（以下 FINA 審判員という）
- ロ. 国際公認審判員（以下国際審判員という）

(公認審判員でなければ審判ができない競技会)

第 3 条 公認審判員でなければ審判ができない競技会は、次の各号に掲げるものとする。

- 1. 本連盟の主催または主管する大会
- 2. 加盟団体の主催または主管する大会

(公認審判員の資格審査)

第 4 条 公認審判員の資格審査は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の資格審査は、審判員として必要な、水球競技に関する専門的知識及び審判技術について行う。
2. 公認審判員の資格審査は、本連盟の水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）が行う。
3. 審査会の審査結果は、本連盟競技者資格審査委員会（以下資格審査委員会という）に提出され、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

(公認審判員の資格)

第 5 条 公認審判員の資格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4 級審判員の資格は次の各号の全てに該当し、加盟団体の推薦を得た者とする。
 - イ. 満 18 歳以上の者
 - ロ. 本連盟の般技役員登録者
 - ハ. 本連盟の主催または公認の審判講習会の受講者
2. 3 級審判員の資格は、第 8 条 2 項の審議を経て前項各号の全てに該当した者に与える。
3. 2 級審判員の資格は、第 8 条 3 項の審議を経て 1 項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間 5 試合以上担当しなければならない。
4. 1 級審判員の資格は、第 8 条 4 項の審議を経て 1 項各号の全てに該当した者に与える。資格者は審査対象試合を年間 5 試合以上担当しなければならない。
5. 上級審判員の資格は、第 8 条 5 項の審議を経て 1 項各号の全てに該当した者に与える。

(公認審判員の登録)

第 6 条 公認審判員の登録は次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員は、加盟団体を経て本連盟に公認審判員として登録することができる。
2. 公認審判員登録者には、公認審判員資格証を交付する。
3. 登録料は別に定める。
4. 登録の有効期限は 4 年間とする。

(登録の更新)

第 7 条 登録の更新は、次の各号に掲げるものとする。

1. 公認審判員の登録は、4 年経過するごとに登録の更新をしなければならない。
2. 登録の更新を審査会の認める特別の理由（以下特別の理由という）なく 2 ヶ月以上行わなかった場合、その資格は消滅する。
3. 特別の理由により、登録の更新ができなかった場合、申請により審査会は審査の結果、従前の資格または、その下の資格を認定することがある。

(資格審査の方法と昇格)

第 8 条 資格審査の方法と昇格は、次の各号に掲げるものとする。

1. 4 級審判員の資格は、第 5 条 1 項により申請し、受理された者に与えられる。
2. 4 級から 3 級への昇格は、審査対象試合 5 試合を消化し、審査会が十分な審査を行い、適格と認められる者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
3. 3 級から 2 級への昇格は、審査対象試合 15 試合（うち 10 試

合以上の「優」評価が必要)を消化した者で審査会が昇格対象者と認めた者について更に、審査委員会3名の審査を受ける対象試合を消化させ(別個の審査会委員による審査対象試合の累積によるもよし、3名の審査会委員による1試合でもよい)、3名全員の審査会委員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。

4. 2級から1級への昇格は、審査対象試合15試合(うち10試合以上の「優」評価が必要)を消化した者を審査会で十分な審議を行ない、審査会が昇格対象者と認めた者についてのみ、審査会委員3名の審査を受ける対象試合を消化させ、3名全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
5. 1級から上級への昇格は、4年以上1級審判員を継続して務め、競技会全体を統括できる能力を有する者を審査会委員が推薦し、審査会委員全員が適格と認め審査会の承認を得た者を資格審査委員会に上程し、資格審査委員会の更なる審議を経て、本連盟が昇格を認める。
6. 国際審判員は、水球委員会より推薦された2級以上の公認審判員がFINAが主催する国際審判員資格講習会を受講し、合格した者とする。
7. FINA審判員は、各年毎にFINAから(公財)日本水泳連盟に与えられた人数を、FINA国際公認審判員資格取得者の中から水球委員会が本連盟に推薦し、本連盟の審査を経てFINAに登録された者とする。
8. 対象試合を審査する委員は、審査会において人選し、指名する。
9. 審査期間は、その年の4月1日から、翌年3月31日までとする。

10. 資格審査の申請手数料は別に定める

(審査会の構成)

第 9 条 審査会の構成については、別に定める。

(審査会の職務)

第 10 条 審査会の職務については、別に定める。

(署名及び講習会と研修受講の義務)

第 11 条

1. 公認審判員は、担当した試合の競技記録に署名する。
2. 公認審判員は、水球競技の専門知識及び審判技術向上の為、本連盟の主催または公認の審判講習会及び研修会に参加しなければならない。
3. 公認審判員は中央講師派遣によるブロック講習会を年 1 回受講しなければならない)
4. 審判研修会は、審査会が対象公認審判員の能力を考慮し、個別に開催される。(対象者は第 14 条 1 項・2 項に該当するもの)

(審判着)

第 12 条 公認審判員は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会の審判を行う場合、国際慣例に準じ、白シャツ、白スラックス、白靴を着用しなければならない。但し、競技会で統一された服装がある場合はそれに従う。

(資格の取り消し)

第 13 条 公認審判員は、次の各号に該当するときは審査会が審議を行い、資格審査委員会の承認を得て、その資格を解かれる。

1. 公認審判員から辞意があったとき。
2. 特別の事情によるとき。
3. 満 65 歳に達したとき。
4. 講習会、研修会を受講しないとき。

(研修会受講対象者及び義務)

第 14 条 公認審判員で研修会受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

1. 1 級から 3 級の公認審判員で、特別の理由なく 1 年間に審査対象試合を 5 試合以上担当しなかった場合。
2. すべての公認審判員で 1 年間に「不可」及び 4 回以上の「可」の評価を受けた場合。研修会は審査会より指定された競技会で実施され、必ず受講しなければならない。特別な理由がなく受講しない場合は、審査会で審議し、その結果を資格審査委員会に上程し、同審査委員会のさらなる審議を経て、本連盟が第 13 条 4 項に基づきその資格を解かれる。
3. 研修会の講師は、審査会において人選し指名する。

(昇格の判定)

第 15 条 昇格の判定は、次の各号に掲げるものとする。

1. 各人の昇格に対する審査会委員の審査は年 1 回とする。
2. 昇格の審査を受ける対象試合の実施期間は、審査期間のその年の 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(公認審判員資格証携行の義務)

第 16 条 公認審判員が、競技会の審判になったとき、または審判講習会を受講するときは、公認審判員資格証及び競技役員証を携行しなければならない。

(付 則)

第 17 条 本規則施行のため、水球競技公認審判員規定施行細則を定める。

(施 行)

第 18 条 本規定は、1985 年 (昭和 60 年) 4 月 1 日より施行する。

(改 定)

本規定は、1999 年 (平成 11 年) 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2001 年 (平成 13 年) 4 月 1 日に遡及し一部改定施行する。

本規定は、2005 年 (平成 17 年) 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2006 年 (平成 18 年) 4 月 1 日より一部改定施行する。

本規定は、2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日より一部改定施行する。

水球競技公認審判員規定施行細則

(資格審査の審査手数料)

第 1 条 規定第 8 条 10 項の資格審査の申請手数料は、4 年間 1,000 円とする。

(登録料)

第 2 条 規定第 6 条の登録料は、3,000 円とする。

(手続き)

第 3 条 施行細則第 1 条、第 2 条の合計 4,000 円は、所定の用紙に必要事項を記入の上、その用紙及び写真とともに加盟団体を通じ、本連盟に送付する。

(審議会の構成)

第 4 条 規定第 9 条の審査会の構成は次の通りとする。

1. 審査会委員は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、更に審判技術に対する適切な判断の出来る者で構成され、その委員は本連盟水球委員会委員長（以下、水球委員長という）が委嘱する。
2. 審査会委員は、水球委員長を含め最大限 12 名を以って構成される。
3. 水球委員長の任命により、審査会の主査を決定する。
4. 審査会の職務の一部を、審判審査員に委嘱する事が出来る。
5. 審判審査員の人選については、これを水球委員長と主査にて行う。

(審査会の職務)

第 5 条 規定第 10 条の審査会の職務は、次の各号に掲げるものとする。

1. 審査会委員は、本連盟または加盟団体が主催または主管する競技会における公認審判員の審判技術の評価を行う。
2. 審判審査用紙は別に定める。
3. 審査会委員は、加盟団体の申請に基づき、年毎に公認審査員の級別資格について審査する。
4. 審査会委員は、審判技術に関する種々の事項を審議する。
5. 審査会委員は、競技会のデレゲートを兼ねる事が出来る。
6. 審査会主査は、審査会を統括し、その審議事項及び結果を水球委員会に提出する。

水球競技公認審判員審査委員会会則

(総 則)

第 1 条 本規定は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、本連盟という）水球競技公認審判員規定（以下審判規定という）に基づいて設置された水球競技公認審判員審査委員会（以下審査会という）に関する事を定める。

(審査事項)

第 2 条

1. 審査会は審判規定に基づき水球公認審判員の資格を審査する。
2. 審査会は審議事項及びその結果を本連盟水球委員会に提出する。

(審査委員)

第 3 条

1. 本連盟水球委員会委員長（以下水球委員長という）は、水球競技に関し優れた経験と知識を有し、水球競技規則に精通し、審判技術に対する適格な判断の出来る者を委員として委嘱する。
2. 審査会委員は水球委員長を含め、最大 12 名とする。
3. 水球委員長は審査会委員の中から主査を任命する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

(職 務)

第 5 条

1. 審査会委員は本連盟及び加盟団体が主催または主管する競技

- 会における公認審判員の審判技術を評価、講評し、その結果を審査会主査に提出する。
2. 審査会は提出された評価表に基づき、年毎に公認審判員の級別資格について審議する。
 3. 審査会は、審判規定に基づき対象審判員の審判技術、資質を審議する。
 4. 審判規定に基づく審査、研修を行う委員は、その都度、審査会で人選し、任命する。
 5. 審査、研修の試合の結果は、審査会の審議を経て、本連盟水球委員会に提出する。水球委員会において審議された結果は、本連盟競技者資格審査委員会に提出される。
 6. 審査会委員は競技会のデレゲートを兼ねる事ができる。

(会 議)

第 6 条

1. 審査会は、水球委員長、主査及び委員をもって構成し、水球委員長が招集して、その議長となる。
2. 審査会は、委員会構成委員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き決議する事が出来ない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表明した者は、出席者とみなす。
3. 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査員)

第 7 条

1. 審査会は、第5条1項における公認審判員の審判技術の評価をもれなくするために、審査員をおくことが出来る。

2. 審査員は、水球競技規則に精通し、公認審判員に適格な評価が出来る者を、水球委員長と審査会主査が協議し、水球委員長が委嘱する。
3. 審査員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(審査員の職務)

第8条

1. 審査員は、審査会によって依頼された競技会の、公認審判員の技術評価を、既定の審判審査用紙に記入し、審査会主査に提出する。
2. 審査員は、担当した試合終了後、公認審判員の審判技術の評価、講評する。

審判員・競技役員行動規範

水球に関わる全ての者は、社会の一員である事を常に自覚し、法令を遵守し、社会的規範に基づいて行動する

「公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を遵守し、スポーツ振興、価値向上に努め、社会から信頼される団体の一員として自覚した行動をとること

個人として技術向上を怠らず、人間力の形成に努め、日常生活においても社会規範としての慣習・道徳・法律を強く意識・励行すること

審判員・競技役員としての役割を理解し、担当した試合は平等かつ公平に競技規則に則って判定・運営すること

大会期間中においてチーム関係者（監督、コーチ、役員、選手）と誤解を招く様な行動、言動はとってはならない

大会期間中に知り得た情報を外部に漏らしてはならない

SNSなどの利用の際に、誹謗中傷、競技価値を下げると判断される様な言動は慎み、水球界の一員として競技を発展させる行動をすること

競技役員の心得

1. 競技役員は、各加盟団体で行われる競技役員講習会に参加し、競技役員の登録及び更新をしなければならない。
2. 競技役員は、次の事項について鋭意努力しなければならない。
 - (1) 水球競技の健全な普及・発展を図り、心身ともに健全な発展に寄与すること。
 - (2) 競技場の内外を問わず、競技者の動向に気を配り、公人として相応しい行動をとるように注意、指導に努めること。
 - (3) 「競技者資格規定」及び「水球競技規則」に従い、競技会に参加する競技者にその規則を守るよう指導・監督すること。
 - (4) 競技役員は、社会発展のためのスポーツに貢献するために行うものであり、それ以外のなにものでもないことに留意しなければならない。
3. 競技役員は、スポーツ精神に則って競技運営に当たり、公平かつ厳正な態度を堅持しなければならない。そのため、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 競技規則及び競技運営に精通し、自信と責任を持った判断ができること。
 - (2) 多数の観客ならびに競技者が注目していることを自覚し、自己の服装、態度、言動等について、十分な配慮をすること。
4. 競技役員は、正当な理由なく、委嘱された任務を怠ったり、競技役員として相応しくない行為があったりしたときは、その資格を取り消されることがある。

5. 競技役員は、競技会を秩序正しく円滑に運営するため、次の事項を遵守すること。

(1) 準備

- a 競技開始 30 分前に所定の場所に集合すること。
- b 競技開始前に準備を要する競技役員（総務、通告、召集等）は、さらにその準備に必要な時間だけ早く集まること。
- c 施設、設備担当の委員は、前日までにその準備を完了しておくこと。

(2) 指示、伝達

- a 水球競技役員長は競技会の開始に先がけて主任を集め、競技会の運営について必要な指示、伝達を行う。
- b 主任は、担当の競技役員に配置等の必要事項について指示を与える。

(3) 待機

競技役員は、直接その準備に従事しないときは、所定の場所で待機する。

待機中は次のことに留意すること。

- a 競技場内での喫煙、飲食は禁じられているので、必要な場合は所定の場所で行う。
- b その場を離れるときは必ず主任に連絡し、その了承を得ること。その場合も、みだりに観客席、選手席等に入ってはならない。
- c 競技の運営を妨げないよう、極力私語を慎むこと。

(4) 入・退場

入・退場に際しては、規則正しく、機敏に行動すること。

(5) 用具管理

競技用具の使用に関しては、事前に点検・確認を行うとと

もに、その管理に万全を期すること。

(6) 相互の連絡

相互の意思伝達のサインをあらかじめ決めておき、それに従って迅速に行うこと。

(7) 勤務の交代

勤務を確実に遂行するため、その役務を2～3交代にすることが望ましい。

6 服装と携行品

(1) 競技役員は、連盟、及び実行委員会が制定したユニホーム（シャツ、ズボン、ネームプレート、靴等）を着用すること。

(2) 開催期間中は、連盟が交付した競技役員手帳を所持し、就任の証明を受けること。

水球競技役員の構成と配置

競技規則上オフィシャルは「4～9人」と規定されているが、水球競技を運営・統括するために、次の役職・人員を配置して連携をとりながら進行していくことが望ましい。又、＜オフィシャル＞B～Eを担当する者は、水球公認審判資格を取得していることが望ましい。

＜オフィシャル＞

A	レフリー（審判員）	2名
B	デレゲート（試合統括）	1名
C	審判審査	1名
D	ゴールジャッジ	2名
E	タイムキーパー	2～3名
F	セクレタリー	2名
G	ビデオアシスタントレフリー	1名

＜サブ・オフィシャル＞

H	通告	1名
I	得点表示（対戦チーム表示含む）	2名
J	パーソナルファウル表示	2名
K	センターリング	1名
L	ボールキーパー	2名

※競技役員は、競技中に他の役職を兼務しないことが望ましい。ただし、電動装置や設備配置上で競技運営上の合理化が図れ、競技進行に支障のない場合はこの限りではない。

デレゲートと審判審査員（最低1名）は大会、試合の規模によって兼任することができる。

競技会の規模によっては、上記の他に戦評筆耕、データ分析、メンバー表受付、招集、記録速報、式典、場内指令等の役職を設ける。

水球競技役員職務

◆水球競技役員長

1. 実行委員会の決定に基づき、大会の運営が円滑に行われるようにコントロールする。
2. 競技の運営を公正かつ円滑に行うため競技者及び競技役員を統括する権限を持つ。
3. レフリーの構成と、各試合のレフリー割り当てを行う。
4. 競技の全容が見極められる位置で、競技のすべてを確認する。
5. レフリーに対して十分な責任を持ち、競技会場の点検、記録の確認等を行う。
6. 抗議や退場処分が発生した場合は、それを受け裁定の手配を行う。

A. レフリー（審判員）

1. 他の競技役員と連携をとりながら、担当試合を完全に統括する。その権限は、競技者がプール場内を去るときまで、すべての行為に及ぼされる。
2. 試合中のすべての出来事に関するレフリーの決定は最終のものとなる。
3. 決められた時間に、次の試合に出場する選手を召集し、競技上の注意を与え、必要であればベンチサイドや帽子の色を決定する。また、選手の爪の点検をし、不適當なものは切らせるとともに、選手の身体に油脂等の塗布、あるいは不必要なものを身体につけていないかを調べ、あるものはこれを取り除かせる。やむをえないテーピング等がある場合、相手チームの了承をとった上で認める。
4. 試合終了後は記録表の点検を行ったあと、確認サインをする。

5. 審判審査員の講評を受ける。

B. デレゲート（試合統括）

デレゲートは、試合ごとに指名され、試合運営を円滑に行うために総合的・統括的責任を持つ役員の総称である。

デレゲートの役割および権限は以下の通りである。

1. 試合の運営を公平かつ円滑に行うため競技者やチームオフィシャル及び当該レフリースタッフや競技役員を統括する。
2. 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでのすべてを統括する。
3. 試合毎のレフリースタッフ判定に対して十分な責任を持ち、競技上のトラブル及び抗議等に対処する。
4. 競技会場の点検を行い、不備な点は改善を促す。
5. 試合終了後は記録表の最終点検を行い、確認のサインをする。
※大会の規模によってはデレゲートが審判審査を兼ねることができる。

C. 審判審査

1. レフリースタッフの判定について試合を公平かつ円滑に行っているか評価する。
2. 試合の全容が見極められる位置で、その開始から完全に終了するまでを把握する。
3. 審査用紙を記入し、試合終了後、当該レフリースタッフに対して講評を行う。
※審判審査は競技役員資格を有するもので構成される。

D. ゴールジャッジ

1. 試合開始の際に、選手が正しくゴールラインに位置しているか

を確認し、不適當な場合は口頭で注意を与え、正しく整列したとき、片手を上げてレフリーに合図する。

以下の不正なスタートがあったときは、両手を上げて合図する。

- ① ゴールを蹴ってスタートしたとき。
 - ② レフリーの試合開始の笛の前にスタートしたとき。
 - ③ 味方のプレーヤーの補助を借りてスタートしたとき。
2. 自己の受け持つサイドにおける判定に関し、レフリーに対して責任をもつ。

ゴールスロー及びコーナースローはボール保有チームの攻撃方向へ水平に手を上げて合図する。得点は両手を頭上でクロスするサインを上げて合図する（ただし、これらの最終判定はレフリーが行う）。

3. 以下の不正入水があったときは両手を上げてレフリーに合図する。
- ① 決められた場所以外から入水したとき。
 - ② コースロープを手で持ち上げて入水したとき。
 - ③ プールの底や壁面を蹴って入水したとき。
 - ④ プールサイドから飛び込み、退水時再入水エリアに明確に留まらずに入水したとき。
 - ⑤ 退水者が退水時再入水エリアに戻る以前に、交代者が入水したとき。
4. 予め補充用のボールを確保しておき、ボールがフィールド外に出たときは、新たに別のボールを投げ入れる。ゴールスロー、コーナースローは攻撃側の最も近い選手に、それ以外の場合はレフリーの指示するところに、速やかにボールを投入する。ボールの投入は、必ずゴールジャッジ自身が行う。

E. タイムキーパー

- (1) 競技時間（正味8分）と休憩時間（2分又は3分）の計測

1. 計測の開始は競技者が各ピリオドのスタートにあたってボールに触れたときから始まり、試合が中断したときは次にプレーが再開されるまでこれを停止する。

計測の再開は、フリースロー、ゴールスロー、コーナースロー、ペナルティースローを投ずる競技者の手からボールが離れたときから開始される。ニュートラルスローのときは、レフリーからボールが投げられ、どちらかの競技者がボールに触れたときから開始される。

*フリースローは、レフリーの判断によって、一旦頭上に上げたボールを水面に落としたり、パスする前にドリブルを始めたりしたときにスローと見なし、インプレーとなることがあるので注意すること。

2. ピリオド（8分）が終了したときはブザー（ピストル、笛等）で合図し、直ちに休憩時間（2分又は3分）を計測する。

休憩時間終了の30秒前及び終了したときにブザーで合図する。

3. 試合中の得点及びパーソナルファウル（退水、ペナルティーフアウル等）のとき、分・秒を読んで記録員に知らせる。
4. 最終ピリオド残り1分を通告員に知らせる。

(2) 各チームのボールの継続保有時間(正味30秒または20秒)の計測

1. 各競技者のボール保持、ボールリリース、シュート、あるいはボールの所有権の移行に注意し、ショットクロックのスタート、ストップ、リセットを正確に行う。

*ショットクロックをリセットするケース

- ① 競技者がシュートを試みた場合、その手からボールが離れたとき。(攻撃側が再度ボールを所有した場合は20秒、防御側の場合は30秒)
- ② ボールの所有権が完全に移行したとき。(ボールを競り合っ

ている状態で、一瞬間移行した場合は、完全な移行とはみなさない)

③ パーソナルファウルが発生したとき。(攻撃側が再度ボールを所有した場合は 20 秒、防御側の場合は 30 秒。ただし、攻撃側の保有時間が 20 秒以上の場合その時間が維持される)

④ コーナースロー、ゴールスロー、ニュートラルスローが生じたとき。(コーナースローは 20 秒、それ以外は 30 秒)

* ショットクロックをスタート、ストップするケースは「タイムキーパー (1)」と同じ。

* シュートされたボールが、競技者やゴールポストに当たって跳ね返ったときは、そのボールをどちらかの競技者が完全に保持したときから新たな攻撃時間の計測を開始する。(フィールドに漂っているボールはまだどちら側のボールともいえないので、必ずどちらかの競技者がボールを完全に保持したときから開始する)

2. 競技会の規模によっては記録席主任としての役割を果たす。競技の進行全体に気を配り、主に本部席のオフィシャルが正確に機能しているかをチェックし、おこりうるミスを予想しながら各部署に注意を与える。また、レフリーと本部席オフィシャルとのコミュニケーションの場においては本部席側の窓口となる。

(3) 退水時間 (正味 20 秒、ブルータリティの場合は 4 分) とタイムアウトの計測

1. 退水者の退水時間 (正味 20 秒、又は 4 分) を計測し、退水時間の経過をセクレタリーに知らせる。

2. 退水時間 (正味 20 秒) の計時が 2 つのピリオドにまたがるときは、次のピリオド開始後、どちらかの競技者がボールに触れた

ときから、残り時間を計時する ()。

3. チームオフィシャルからタイムアウト要求のジェスチャー、発声、機器による請求を確認、もしくはレフリーからの指示を確認したら、ブザーでタイムアウトを知らせる。ただちに1分を計測開始し、45秒で予鈴を鳴らし、1分で本鈴を鳴らす。

F. セクレタリー

(1) 記録

1. 試合開始までに、メンバー表から次の試合出場チームの選手名等、必要事項を記録用紙に記入する。
2. 試合中、得点、パーソナルファウル等をした選手の帽子の色、番号、その時間を、またタイムアウトを取得したチームとその時間を、所定の符号で記録用紙に記入する。
3. 帽子の変更を伴うゴールキーパーの交代があった場合は、明確に記入しておく。
4. 試合終了後は、各項目の記録を再確認し、セクレタリーとパーソナルファウルを照合し、レフリーの確認サインを受ける。

(2) パーソナルファウル管理、入水・タイムアウト管理

1. 全てのパーソナルファウル（帽子の色、番号、パーソナルファウルの種類とそれが起こったピリオド・時間）を記録する。もし、一人の競技者に3つめのパーソナルファウルが科せられたときは、ベンチを含めて競技者全員に合図する。
 - ① 3つめのパーソナルファウルが退水だった場合は、赤旗で合図する。
 - ② 3つめのパーソナルファウルがペナルティーファウルだった場合は、赤旗と笛で合図して直ちにゲームを中断させる。
2. 不適当な入水があった場合（ゴールジャッジが不正入水を合図

した後であっても)、赤旗と笛で合図し、直ちにゲームを中断させる。

*セクレタリーが確認する不適当な入水とは、

- ① ゴールジャッジが確認するものと同様の不正入水。
 - ② 20秒経過前に入水した場合（ただし、レフリーがボールの所有権の移行があったとみなして入水の合図をした場合、得点後は除く）。
 - ③ 退水者が退水時再入水エリアに到達していない状態で交代の競技者が入水した場合（退水時間 20 秒経過後）。
 - ④ フライングサブスティテューションにおいて、競技者もしくは交代者が定められたサイドライン側の交代エリアに位置せずに、もしくは水上で見えるように互いの手をタッチせずに、交代者がフィールドに入った場合。
3. 退水者の退水時間（正味 20 秒又は 4 分）終了と同時に帽子の色と同じ色の旗を上げて入水許可の合図をし、入水が完了するまで旗を表示しておく。（ブルータリティによる退水の場合は黄色の旗も同時に表示する）ただし、規則に則って退水者、又は交代者が入水を許可される状況にない場合は旗を表示してはならない。
4. 両チームのタイムアウトの回数を確認する。

G. ビデオアシスタントレフリー

ビデオアシスタントレフリーはゴール判定が可能なビデオ撮影・再生設備がある場合のみ適用される。ビデオアシスタントレフリーの役割および権限は以下の通りである。

- ① ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況においてレフリーに問題提起する。
- ② ゴールかノーゴールの判定に疑義がある状況の再生画像を

レフリーに見せる。

H. 通告（アナウンス）

試合前の選手紹介、試合開始、途中経過、終了等の通告、その他必要事項の場内通告を行う。

※選手の年齢によっては敬称をつけても良い。

1. 選手紹介

「只今より本日の第○試合、ゲームナンバー○、○○対○○の試合を行います。試合に先立ちまして両チームのメンバー、監督ならびにレフリー、ゴールジャッジをご紹介します。

帽子的色は白、（チーム名）、1番ゴールキーパー○○、2番○○……、監督は○○です。」（相手チームも同様に紹介する。キャプテンの場合は○番キャプテン○○と通告する。キャプテンがゴールキーパーの場合は、「キャプテン・ゴールキーパー○○」と通告する。）

「この試合のレフリーは○○、○○、ゴールジャッジは○○、○○にて行われます。」デレゲート・審判審査がある場合は、「なお、この試合のデレゲートは○○、審判審査は○○で行います」

*個人名に関しては、フルネームで呼名することが望ましい。

2. 試合開始の通告

「白（青）○○（チーム名）（○番○○）がセンターボールを取り、第○ピリオドが開始されました」

3. 競技中

① 得点

「ゴール 白（青）○○（チーム名）、○番○○の得点です」

*個人2点目以降の場合、を「・・・○番○○この試合○回目の得点です」とする。

② 退水

「エクスクルージョン 白（青）〇〇（チーム名）、〇番の退水です」

③ ペナルティーファウル

「ペナルティー 白（青）〇〇（チーム名）、〇番のペナルティーファウルです。青（白）〇〇（チーム名）にペナルティースローが与えられます」

*退水・ペナルティーファウルの時は個人名は通告しない。また、個人のパーソナルファウルが2回目の場合、「なお、〇番は、パーソナルファウル2回目となります」と付け加える。

*パーソナルファウル3回目の時は、②、③のどちらかを通告した後、「これで〇番はパーソナルファウル3回目となり、残り時間出場できません」

4. タイムアウト

「タイムアウト 白（青）〇〇（チーム名）、〇回目のタイムアウトです」

5. ゴールキーパー交代時（1番、13番以外が入る場合）

「ゴールキーパーの交代をお知らせします。白（青）〇〇（チーム名）、ゴールキーパー 13番〇〇に代わって、〇番〇〇が入ります。」

*ゴールキーパーとその他の選手が交代する場合、交代後に着用している帽子の番号がどの選手に対応しているかを明確にすることが重要となる。得点やパーソナルファウルをどの選手が行ったかを明確に記録するための確認として、現在の着用帽子番号を的確に通告することが求められる。

6. 各ピリオド終了時

「第〇ピリオドが終了しました。白〇〇（チーム名）の合計得点は〇点、青〇〇（チーム名）の合計得点は〇点です。2分間

(ハーフタイムは3分)の休憩の後、第○ピリオドが開始されます。」

*第1ピリオド終了時は、「○○の得点(合計得点ではなく)」
と言う。

7. ペナルティーシュート戦

「第4ピリオドを終了し、白○○(チーム名)、青○○(チーム名)、○対○(点数)で同点です。競技規定により、ペナルティーシュートアウトによる勝敗決定を行います。ペナルティーシュートアウトは両チームの代表5人によるゴール数で決めますが、5人で決まらない場合はVゴール方式となります。準備ができるまでしばらくお待ちください。」

「お待たせいたしました。これよりペナルティーシュートアウトを行います。」

*以降、『3. 試合中①得点』および『9. 試合終了後』と同様にアナウンスする。

8. 最終ピリオド残り1分

「残り時間1分です」

9. 試合終了後

「以上をもちまして第○試合が終了しました。白○○の得点は○点、青○○の得点は○点で、白(青)○○が勝ちました。ご声援ありがとうございました。なお、次は○○対○○の試合で、○時○分から開始されます」

*以上はあくまでも参考である。また、各ピリオド間及び試合と試合の間には場内に音楽を流すことが望ましい。

試合中の緊張感を保ちつつも、スリリング、エキサイティングなゲーム進行となるよう、また観客も含め場内にいる全ての関係者にとって、簡潔で理解しやすい内容であること等、

通告の果たす役割は重要である。

I. 得点表示係

対戦する両チームのチーム名を表示し、ゲームの進行に従って両チームの得点を表示する。

J. パーソナルファウル表示係

各選手のパーソナルファウルの回数を表示する。3回目のパーソナルファウルや残り時間中退水を犯した選手については色分けなどの方法でわかるように表示する。

K. センターリング係

各ピリオドの開始時にセンターボールが正常に放たれるように装置を操作する。

L. ボールキーパー

ゴールジャッジの指示により、シュートミスなどで競技場外に出たボールを所定の場所にストックしておく。

ゴールスロー時等でコート内の選手にボールを投げ入れるのはあくまでゴールジャッジの任務であり、ボールキーパーは補佐役に徹すること。

全ての競技役員は、常に研修に心掛け、よりよい競技運営のための確に任務を遂行出来るよう配慮すること。

ガイドライン

(1) 施 設

以下の施設ガイドライン及び視察については、国際大会をケースにしたものであって、国内ではその大会の規模によって考慮することもできる。

競技施設等の確認点

1. 競技規則に則ったプールの大きさ、深さ
2. 水温、水質
3. センターボール用器具
4. フィールドロープ。ゴールライン、2m、5m、6m、ハーフライン標識等
5. 審判台のサイズと状態
※全国規模の大会では、90cm以上の幅、30cm以上の高さを必要とする。
6. 練習場
7. ベンチ：雨や日光に対して対策がなされているか。競技者等によって動かせないように固定されているか。
8. 照明施設、音響設備
9. 計時システム、得点・パーソナルファウル表示板
10. 更衣室、休憩室等
11. 応急施設、医師の配置等、ドーピングコントロールとの関連
12. 用具類（試合使用球の数・空気圧、帽子、旗、記録用紙、インカム、ビデオ設備等）
13. デレゲート、審判審査員のための席（競技役員と同列）
14. 競技役員等の席

15. レフリー、競技役員控え室
16. 選手席の確保
17. 会議室
18. コピー機等
19. 報道関係者対策
20. 開・閉会式準備
21. 関係者の輸送

(2) 本部席配置図 (例)

プール

※コートセンターに近い位置で両チームのベンチ、8分計・ショットクロックを含め競技の全てが見渡せる位置に設置する。

1	2	3	4	5	6	7
審判審査 デレゲート	退水 記録	退水 時間	ショット クロック	8分	記録	通告
競技の統括	退水回数の チェックと 通告	退水時間の チェックと 入水合図	保有時間の 計測 デスクの 統括	試合時間の 計測	得点、退水 等の記録	場内 アナウンス
審査用紙 デレゲート 用紙	退水記録紙 旗4本 (赤白青黄) 笛	タイマー	30秒・20秒 タイマー	タイマー タイムアウト タイマー	記録用紙	メンバー表

※上記は、基本的な配置であるので、電動装置（計時システム等）等の状況に応じて合理化を図ることが望ましい。ただし、「通告と記録と8分」は職務の性質上、近い位置に配置することが望ましい。

(3) 競技用備品リスト

<本部席周辺>

10人以上が座るためのテーブルとイス
8分計、ショットクロック、タイムアウト1分計（計時システム）
得点表示板・パーソナルファウル表示板
ストップウォッチ4個以上
ホイッスル2個
エアホーン2個（タイムアウト請求用）
ステープラー、テープ、筆記具等
セクレタリー用 旗（赤、白、青、黄）
拡声装置、音響設備
各種記録用紙 および フォルダー（濡れ防止および整理用）
修正液
イエロー・レッドカード（2セット）
ボール用気圧計

<設備>

フィールドロープ 所定の色
ゴール 一対
2m、5m、6m、ハーフライン表示標識
センターボール装置
審判台 サイドラインと同じ色分け（カバーシートでも可）
幅約1m、長さ32m、両サイド
ゴールジャッジ用イス ボール保持台（カゴ）2セット
ボール（数は試合数による）
インカム（レフェリー2名・デレゲートの計3台）
ビデオ撮影・再生設備

水球競技・退水管理用紙

ゲームNo

大会名

審判1

期 日

審判2

会 場

記録者

No	氏 名	帽 子			計	No	氏 名	計	チ ャ ム 名			計
		白	1	2					3	1	2	
1					1							
2					2							
3					3							
4					4							
5					5							
6					6							
7					7							
8					8							
9					9							
10					10							
11					11							
12					12							
13					13							

1	2	タ イ ム ア ウ ト	
E : 退水(20秒)	P : °ナルティアガル	S : 交代有残り時間退水	SR : 残り時間退水+レッドカード

PENALTY SHOOT OUT

チーム _____ 色 白 _____
ゴールキーパー _____

	番号	氏名	得点	合計
1				
2				
3				
4				
5				

PENALTY SHOOT OUT

チーム _____ 色 青 _____
ゴールキーパー _____

	番号	氏名	得点	合計
1				
2				
3				
4				
5				

通告記録用紙

大会名 _____

審判1 _____

審判2 _____

審判審査 _____

フレイグメント _____

通告 _____

開始時刻 _____

ゲームNo. _____

白

青

対

	白	青
1		
2		
3		
4		
PSO		
計		

No	Cap	名	前	フリガナ	PF	得点			
						1	2	3	4
1番GK									
2番									
3番									
4番									
5番									
6番									
7番									
8番									
9番									
10番									
11番									
12番									
13番GK									
監督									

No	Cap	名	前	フリガナ	PF	得点			
						1	2	3	4
1番GK									
2番									
3番									
4番									
5番									
6番									
7番									
8番									
9番									
10番									
11番									
12番									
13番GK									
監督									

デレゲート用紙

大会名: _____

日時: _____

Game No. _____

〈青〉

〈白〉

Cap No.	PERSONAL FOULS				GOALS				
	1	2	3	4	1	2	3	4	PSO
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

Cap No.	PERSONAL FOULS				GOALS				
	1	2	3	4	1	2	3	4	PSO
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									

TIMEOUT	
1	2

得点	白		青	
	1			
2				
3				
4				
PSO				
計				

TIMEOUT	
1	2

(記入例)

E:退水 EG:退水得点 G:得点
 P:ナルテイワケル、PG:ナルテイ得点、R:レッドカード、YC:イエローカード
 S:残時間退水、SB:ブルーカード、SR:残時間退水+レッドカード

審判1: _____

審判2: _____

審判審査: _____

デレゲート: _____

肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第7条第2項第1号の肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者（以下「除外認定競技者」という。）について定める。

(除外認定競技者)

第2条 除外認定競技者は、オリンピック及び世界水泳選手権大会（50m）のメダリストで、本連盟において肖像等の商業的使用が相当と認められる者とする。

(費用負担義務)

第3条 除外認定競技者は、本連盟が実施する海外派遣及び合宿等に参加する場合は、その実費相当額を負担する義務を負う。

(本連盟への活動・行事の優先)

第4条 所属企業を含む肖像等の使用契約企業がある場合にも、水泳日本代表選手としての活動・行事に参加する限りにおいては、本連盟スポンサーが全てに優先される。

- 2 除外認定競技者としての肖像等の使用契約に際しては、原則として本連盟スポンサー及び本連盟スポンサーと競合する企業との契約は禁止する。
- 3 国際水泳連盟（FINA GR 規則）の禁止する業種及び公序良俗に反する業種との肖像等の使用契約は禁止する。

(申請方法)

第5条 除外認定競技者になることを希望する者は、本連盟が定める手続に従い競技者資格審査委員会にその旨を申請する。

- 2 前項の申請に基づき競技者資格審査委員会は速やかに審査を行い、理事会にその結果を報告する。

- 3 前2項の手続きを経た後、理事会において承認された者は、除外認定競技者の資格を得るものとし、本連盟は速やかに申請者に理事会決議の結果を通知する。

(不服審査会)

第6条 前条第3項の通告の後、2週間以内に当事者本人より決議に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

- 2 前項の審査会の構成はつぎのとおりとする。

- (1) 委員長

- (2) 委員長が特に指名した者

- 3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

(除外認定競技者の取消)

第7条 除外認定競技者である事由が消滅した場合及び除外認定競技者であることが不適當となったときは、除外認定競技者本人又は本連盟は競技者資格審査委員会を経由し、理事会に対し除外認定競技者の取消申請を行うことができる。

附則 1、本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2、本規程は、平成25年(2013年)6月23日より一部改定実施する。

競泳競技会において着用又は携行することができる
水泳用品、用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条に規定するロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウエアー・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

- (1) 水着及びウエアー・持ち物等には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。
 - 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
 - 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
 - 3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
 - 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマー

クをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツープースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50cm²以内で1個とする

6) ウェアーには、40cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

7) その他持ち物には、20cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

(2) スポンサーロゴマークの取り扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。

(3) 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して

競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者への承認通知を送付する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

尚、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。

2 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。

3 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。

4 本規則は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。

5 本規則は、2019(平成31)年3月10日より一部改定施行する。

プール公認規則 (抜粋)

第4章 公認水球プール

第1節 通 則

第89条 (公認水球プールの種類)

公認水球プールとは、国内基準による国内基準公認水球プール（以下、「一般水球プール」という）及び国際基準により本連盟が公認した国際基準公認水球プール（以下、「国際水球プール」という）とする。

第90条 (プールおよび競技エリア)

- ① プールは長方形とし、競技エリア（以下、「フィールド」という）の大きさは、次の通り（ただし、第107条を満たすもの）とする。

長辺 男子 33.3 m (ゴールライン間 30.0 m)

女子 28.3 m (ゴールライン間 25.0 m)

短辺 男女 20.0 m

- ② フィールドを50 m 競泳プール内に設ける場合、プール中央に設けることが望ましい。

第91条 (標識およびサイドライン)

- ① フィールドの両サイドには明瞭に識別できる次の標識を設置しなければならない。

1. ゴールラインの位置 白色
2. ゴールラインから各2.0 m の位置 赤色
3. ゴールラインから各5.0 m の位置 赤色
4. ゴールラインから各6.0 m の位置 黄色
5. ゴールライン間の中央 白色

- ② サイドライン（フィールドロープ等）の色は次の通りとする。
 - 1. バウンダリーラインからゴールラインの間 白色
 - 2. ゴールラインから 2.0 m ラインの間 赤色
 - 3. 2.0 m ラインから 6.0 m ラインの間 黄色
 - 4. 5.0 m の位置 赤色
 - 5. 6.0 m ラインからハーフラインの間 緑色
- ③ バウンダリーラインには、再入水エリアを示すためベンチサイドコーナーから各 2.0 m の位置に赤色標識を設置しなければならない。

第 92 条（バウンダリーライン）

各ゴール後方のフィールドの境界を示すバウンダリーラインは、ゴールラインの後方（外側）0.30 m の位置に設置するものとする。

第 93 条（ゴールラインとプール壁との距離）

各ゴールラインと後方のプール壁との距離は 1.66 m 以上とする。

第 94 条（競技役員のスペース）

- ① レフリー用としてプールの両サイドに、ゴールラインから反対サイドのゴールラインまで自由に歩け、かつ、フィールド全体を充分見渡せる通路を設けなければならない。
- ② ゴールジャッジのために各ゴールラインを見通せる位置にスペースを設けなければならない。

第 95 条（ゴール）

- ① ゴールポスト（ゴールの両端にあって水面に対し垂直の柱。以下同じ）及びクロスバー（2本のゴールポストの上部両端をつなぐ水面に平行な横棒。以下同じ）は木、金属又はプラスチック製であって、その断面はゴールラインに接する面が一辺 7.5 cm の長方形のもので白色に塗装されたものでなければならない。
- ② ゴールポストは強固で安定した材質のもので、その前面はゴールラインに接し、かつフィールドの左右両端からそれぞれ

等距離になければならない。

- ③ ゴールにはキーパーのための休息場所を作ってはならない。
- ④ ゴールポストの間隔は、内側で3.00 mとする。
- ⑤ クロスバーの下面は水面上0.9 mとする。
- ⑥ ゴールにはゴールラインの後方少なくとも0.3 mまでゴール全体をおおう柔軟性のある網を設け、その網はゴールポストとクロスバーに固定されていなければならない。

第97条 (水深)

フィールド内の水深は2.00 m以上とする。

第98条 (水温調節)

水温は、25℃以上27℃以下とする。

第2節 一般水球プール

第99条 (照明)

フィールド内の照度は600ルクス以上とする。

第3節 国際水球プール

第100条 (照明)

フィールド内の照度は1,500ルクス以上とする。

第101条 (プールの水)

プールの水は淡水を使用しなければならない。

なお、最新のプール公認規則については、(公財)日本水泳連盟のホームページ (<http://www.swim.or.jp/>) を確認すること。

＜水球競技ハンドブック＞

初 版	1996 年（平成 8）年 4 月 1 日	発刊
第 2 版	1998 年（平成 10）年 4 月 1 日	発刊
第 3 版	2002 年（平成 14）年 4 月 1 日	発刊
第 4 版	2005 年（平成 17）年 4 月 1 日	発刊
第 5 版	2006 年（平成 18）年 4 月 1 日	発刊
第 6 版	2010 年（平成 22）年 4 月 1 日	発刊
第 7 版	2014 年（平成 26）年 4 月 1 日	発刊
第 8 版	2019 年（平成 31）年 4 月 1 日	発刊

公益財団法人 日本水泳連盟

〒 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 - 2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8 階

印刷・製本 株式会社 A P I
東京都江東区清澄 2 - 11 - 7
電話 03 - 3643 - 3363